

## [総務課関係]



次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱一部改正 新旧対照表(案)

| 改正後   |   |  |                    | 現行   |        |   |                    |
|---|---|--|--------------------|--|--------|---|--------------------|
| 別紙<br>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱<br><br>(通則) 1～(交付の対象) 3<br>(略)<br><br>(定義)<br>4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。   |   |  |                    | 別紙<br>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱<br><br>(通則) 1～(交付の対象) 3<br>(略)<br><br>(定義)<br>4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。  |        |   |                    |
| 区 分   | 大 分 類   | 中 分 類  | 小 分 類              | 区 分  | 大 分 類  | 中 分 類   | 小 分 類              |
| (1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所及び平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づく妊産婦ケアセンター | 児童福祉施設<br><br>一時保護施設<br>職員養成施設<br>児童自立生活援助事業所<br>小規模住居型児童養育事業所<br>妊産婦ケアセンター | 助産施設<br><br>乳児院<br>母子生活支援施設<br>児童養護施設<br>情緒障害児短期治療施設<br>児童自立支援施設<br>児童家庭支援センター | 第一種助産施設<br>第二種助産施設 | (1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、平成11年1月7日雇児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家 | 児童福祉施設 | 助産施設<br><br>乳児院<br>母子生活支援施設<br>保育所(平成20年度から繰越を行った事業に限る。)<br>児童養護施設<br>情緒障害児短期治療施設<br>児童自立支援施設<br>児童家庭支援センター<br><br>一時保護施設<br>職員養成施設<br>児童自立生活援助事業所<br>小規模住居型児童養育事業所<br>子育て支援のための拠点施設(平成20年度から繰越を行った事業に限る。)<br>妊産婦ケアセンター | 第一種助産施設<br>第二種助産施設 |

|             |  |  |  |
|-------------|--|--|--|
|             |  |  |  |
| (2)～(4) (略) |  |  |  |

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

| ①施設の種類の種類                    | ②設置根拠等            | ③設置主体                 |
|------------------------------|-------------------|-----------------------|
| (1) 児童福祉法に基づく施設等<br>ア 児童福祉施設 | 児童福祉法第35条第2項又は第3項 | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| イ 児童相談所一時保護施設                | 児童福祉法第12条の4       | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市   |
| ウ 職員養成施設                     | 児童福祉法第35条第5項      | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| エ 児童自立生活援助事業所                | 児童福祉法第6条の2第1項     | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| オ 小規模住居型児童養育事業所              | 児童福祉法第6条の2第8項     | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| (削除)                         |                   |                       |
| キ 妊産婦ケアセンター                  | 平成17年8月23日雇児発第    | 都道府県                  |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づく妊産婦ケアセンター |  |  |  |
| (2)～(4) (略)                                |  |  |  |

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

| ①施設の種類の種類                                    | ②設置根拠等   | ③設置主体                 |
|--|--|-----------------------|
| (1) 児童福祉法に基づく施設等<br>ア 児童福祉施設<br>(保育所を除く。)    | 児童福祉法第35条第2項又は第3項                                | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| イ 児童相談所一時保護施設                                | 児童福祉法第12条の4                                      | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市   |
| ウ 職員養成施設                                     | 児童福祉法第35条第5項                                     | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| エ 児童自立生活援助事業所                                | 児童福祉法第6条の2第1項                                    | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| オ 小規模住居型児童養育事業所                              | 児童福祉法第6条の2第8項                                    | 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 |
| カ <u>子育て支援のための拠点施設(平成20年度から繰越を行った事業に限る。)</u> | 平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」 | 指定都市又は中核市、若しくは市町村     |
| キ 妊産婦ケアセンター                                  | 平成17年8月23日雇児発第                                   | 都道府県                  |

0823001号厚生労働省雇用均等・  
児童家庭局長通知「母子保健医  
療対策等総合支援事業の実施に  
ついて」

(2)～(4) (略)

(2)～(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

| ①施設の種類                      | ②設置根拠等   | ③設置主体                                      |
|-----------------------------|--|--|
| (1)児童福祉法に基づく施設等<br>ア 児童福祉施設 | 児童福祉法第35条第4項   | 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人 |
| イ 児童自立生活援助事業所               | 児童福祉法第6条の2第1項  |  |
| ウ 小規模住居型児童養育事業所             | 児童福祉法第6条の2第8項  |  |
| エ 妊産婦ケアセンター                 | 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」 |  |
| (2)～(4) (略)                 |  |  |

(交付金の対象除外) 7～(交付の算定方法) 8  
(略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられて

0823001号厚生労働省雇用均等・  
児童家庭局長通知「母子保健医  
療対策等総合支援事業の実施に  
ついて」

(2)～(4) (略)

(2)～(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

| ①施設の種類   | ②設置根拠等   | ③設置主体   |
|--|--|---|
| (1)児童福祉法に基づく施設等<br>ア 児童福祉施設（保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。） | 児童福祉法第35条第4項   | 社会福祉法人、学校法人（認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人 |
| イ 児童自立生活援助事業所  | 児童福祉法第6条の2第1項  |   |
| ウ 小規模住居型児童養育事業所  | 児童福祉法第6条の2第8項  |   |
| エ 妊産婦ケアセンター  | 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」 |   |
| (2)～(4) (略)  |  |   |

(交付金の対象除外) 7～(交付の算定方法) 8  
(略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられて

いる施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

| 1 区 分   | 2 対象施設の種類               |
|---|-------------------------|
| ① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合  | 助産施設<br>乳児院<br>母子生活支援施設 |
| ② 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合   | 児童福祉施設                  |
| ③ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合） | 乳児院<br>情緒障害児短期治療施設      |
| ④ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）                                | 乳児院<br>情緒障害児短期治療施設      |
| (削除)  |                         |
| (削除)  |                         |

いる施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

| 1 区 分   | 2 対象施設の種類   |
|---|---|
| ① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合  | 助産施設<br>乳児院<br>母子生活支援施設<br>保 育 所<br>(保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。) |
| ② 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合   | 児童福祉施設<br>(保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。)                           |
| ③ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合） | 乳児院<br>情緒障害児短期治療施設  |
| ④ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）                                | 乳児院<br>情緒障害児短期治療施設  |
| ⑤ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合   | 保 育 所<br>(平成20年度から繰越を行った事業に限る。)                                     |
| ⑥ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業とし   | 保 育 所<br>(平成20年度から  |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

(交付金の概算払) 10 ~ (その他) 18  
(略)

|   |                      |
|---|----------------------|
| て行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第21号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） | <u>繰越を行った事業に限る。）</u> |
|---|----------------------|

(交付金の概算払) 10 ~ (その他) 18  
(略)

別表 1 - 1

算 定 基 準  
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

| 1 区分 | 2 種目  | 3 基準  | 4 対象経費  |
|------|-------|---|---|
| 施設整備 | 本体工事費 | <p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合<br/>           (ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。<br/>           (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。<br/>           (ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。<br/>           (エ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当</p> | <p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買取のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)<br/>           ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p> |

別表 1 - 1

算 定 基 準  
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

| 1 区分 | 2 種目  | 3 基準  | 4 対象経費  |
|------|-------|---|---|
| 施設整備 | 本体工事費 | <p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合<br/>           (ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。<br/>           (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。<br/>           (ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。<br/>           (エ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当</p> | <p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買取のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)<br/>           ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p> |



たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

エ 1グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げ

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

る児童福祉施設（木造施設の  
改築として行う場合）として  
行う場合には別表2に掲げる  
1グループケア当たり交付基  
礎点数にグループケア数を乗  
じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張

平成20年6月12日雇児発  
第0612005号厚生労働省雇用均  
等・児童家庭局長通知「次世代  
育成支援対策施設整備交付金に  
おける一部改築及び拡張に係る  
交付金の算出方法の取扱いにつ  
いて」により算出されたものを  
基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭  
和37年法律第73号）第2条  
第2項の規定に基づき指定され  
た特別豪雪地帯に所在する場合  
は、上記に定める方法により算  
定されたものに対して0.08  
を乗じて得たものを加算する。

キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支  
給規則（昭和39年総理府令第  
33号）別表1に掲げる地域  
（国家公務員の寒冷地手当支給  
地域）とする。）に所在する下  
記に掲げる対象施設の体育施設  
にあつては、1施設当たり  
26,000点数を基準とする。

ただし、公害防止対策事業と  
して行う場合には1施設当たり  
28,610点数、地震対策緊急整備  
事業計画に基づいて実施される  
事業のうち、同法別表第1に掲  
げる児童福祉施設（木造施設の  
改築として行う場合）として行  
う場合及び地震防災緊急事業五  
箇年計画に基づいて実施される  
事業のうち、同法別表第1に掲  
げる児童福祉施設（木造施設の  
改築として行う場合）として行  
う場合には1施設当たり34,680

エ 一部改築及び拡張

平成20年6月12日雇児発  
第0612005号厚生労働省雇用均  
等・児童家庭局長通知「次世代  
育成支援対策施設整備交付金に  
おける一部改築及び拡張に係る  
交付金の算出方法の取扱いにつ  
いて」により算出されたものを  
基準とする。

オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭  
和37年法律第73号）第2条  
第2項の規定に基づき指定され  
た特別豪雪地帯に所在する場合  
は、上記に定める方法により算  
定されたものに対して0.08  
を乗じて得たものを加算する。

カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支  
給規則（昭和39年総理府令第  
33号）別表1に掲げる地域  
（国家公務員の寒冷地手当支給  
地域）とする。）に所在する下  
記に掲げる対象施設の体育施設  
にあつては、1施設当たり  
25,550点数を基準とする。

ただし、公害防止対策事業と  
して行う場合には1施設当たり  
28,110点数、地震対策緊急整備  
事業計画に基づいて実施される  
事業のうち、同法別表第1に掲  
げる児童福祉施設（木造施設の  
改築として行う場合）として行  
う場合及び地震防災緊急事業五  
箇年計画に基づいて実施される  
事業のうち、同法別表第1に掲  
げる児童福祉施設（木造施設の  
改築として行う場合）として行  
う場合には1施設当たり34,070

点数を基準とする。  
 (対象施設)  
 婦人保護施設、児童養護施設、  
 情緒障害児短期治療施設、児童  
 自立支援施設

ク 地域に密着した独自の事業を  
 実施するための場等を確保する  
 整備であって、平成20年6月  
 12日雇児発第0612008号厚生労  
 働省雇用均等・児童家庭局長通  
 知「次世代育成支援対策施設整  
 備交付金における地域福祉の推  
 進等を図るためのスペース(地  
 域交流スペース)の整備につい  
 て」に定める基準に適合する整  
 備を行うときは、別表2に定め  
 る交付基礎点数を基準とする。

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 特殊附帯工<br>事費                    | 別表2に掲げる1施設当たり交<br>付基礎点数を基準とする。  | 特殊附帯工事費に必要な工<br>事費又は工事請負費                                |
| 解体撤去<br>工事費及び<br>仮設施設<br>整備工事費 | ア 別表2に掲げる1単位当たり<br>交付基礎点数を基準とする。<br><br>イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭<br>和37年法律第73号)第2条<br>第2項の規定に基づき指定され<br>た特別豪雪地帯に所在する場合<br>は、上記に定める方法により算<br>定されたものに対して0.08<br>を乗じて得たものを加算する。 | 解体撤去に必要な工事費<br>又は工事請負費及び仮設施設<br>整備に必要な賃借料、工事費<br>又は工事請負費 |

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表1-2 (略)

点数を基準とする。  
 (対象施設)  
 婦人保護施設、児童養護施設、  
 情緒障害児短期治療施設、児童  
 自立支援施設

|                                |                                |  |
|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 特殊附帯工<br>事費                    | 別表2に掲げる1施設当たり交<br>付基礎点数を基準とする。 | 特殊附帯工事費に必要な工<br>事費又は工事請負費                                |
| 解体撤去<br>工事費及び<br>仮設施設<br>整備工事費 | 別表2に掲げる1施設当たり交<br>付基礎点数を基準とする。 | 解体撤去に必要な工事費<br>又は工事請負費及び仮設施設<br>整備に必要な賃借料、工事費<br>又は工事請負費 |

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された算定基準を適用する。

別表1-2 (略)

別表 2

交付基礎点数表

|                           | 単 位        | 交付基礎点数表                         |   |  |                 |
|---------------------------|------------|---------------------------------|---|--|-----------------|
|                           |            | A地域                             | B地域   | C地域  | D地域             |
|                           |            | 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |
| 児童相談所一時保護施設本体             | 1人当たり      | 2,140                           | 2,040   | 1,940  | 1,840           |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1世帯当たり     | 2,550                           | 2,430   | 2,310  | 2,180           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 44  |  |                 |
| 助産施設本体                    | 1人当たり      | 2,590                           | 2,470   | 2,350  | 2,220           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 284   |  |                 |
| 乳児院本体                     | 1人当たり      | 1,650                           | 1,570   | 1,490  | 1,420           |
| 初度設備相当加算(30人以下)           | 1人当たり      |                                 | 44  |  |                 |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)       | 1人当たり      |                                 | 22  |  |                 |
| 小規模グループケア整備加算             | 1グループケア当たり | 1,600                           | 1,520   | 1,450  | 1,370           |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり     | 13,170                          | 12,550  | 11,920   | 11,290          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1人当たり      | 480                             | 450   | 430  | 410             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 39  |  |                 |
| 年齢延長を受け入れるための居室等整備加算      | 1人当たり      | 410                             | 390   | 370  | 350             |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり      | 580                             | 550   | 530  | 500             |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1世帯当たり     | 2,550                           | 2,430   | 2,310  | 2,180           |
| 母子生活支援施設本体                | 1世帯当たり     | 5,880                           | 5,600   | 5,320  | 5,040           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり     |                                 | 44  |  |                 |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり     | 13,170                          | 12,550  | 11,920   | 11,290          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1世帯当たり     | 3,240                           | 3,090   | 2,930  | 2,780           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり     |                                 | 39  |  |                 |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり      | 580                             | 550   | 530  | 500             |
| 母子家庭等子育て支援室整備加算           | 1人当たり      | 820                             | 780   | 740  | 700             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 13  |  |                 |

別表 2

交付基礎点数表

|                           | 単 位    | 交付基礎点数表                         |   |  |                 |
|---------------------------|--------|---------------------------------|---|--|-----------------|
|                           |        | A地域                             | B地域   | C地域  | D地域             |
|                           |        | 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |
| 児童相談所一時保護施設本体             | 1人当たり  | 1,770                           | 1,680   | 1,600  | 1,520           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  |                                 | 44  |  |                 |
| 助産施設本体                    | 1人当たり  | 2,550                           | 2,430   | 2,310  | 2,190           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  |                                 | 279   |  |                 |
| 乳児院本体                     | 1人当たり  | 1,620                           | 1,550   | 1,470  | 1,390           |
| 初度設備相当加算(30人以下)           | 1人当たり  |                                 | 44  |  |                 |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)       | 1人当たり  |                                 | 22  |  |                 |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり | 12,940                          | 12,330  | 11,710   | 11,090          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1人当たり  | 480                             | 450   | 430  | 410             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  |                                 | 39  |  |                 |
| 年齢延長を受け入れるための居室等整備加算      | 1人当たり  | 410                             | 390   | 370  | 350             |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 570                             | 550   | 520  | 490             |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1施設当たり | 2,510                           | 2,390   | 2,270  | 2,150           |
| 母子生活支援施設本体                | 1世帯当たり | 5,790                           | 5,510   | 5,240  | 4,960           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり |                                 | 44  |  |                 |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり | 12,940                          | 12,330  | 11,710   | 11,090          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1世帯当たり | 3,200                           | 3,040   | 2,890  | 2,740           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり |                                 | 39  |  |                 |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 570                             | 550   | 520  | 490             |
| 母子家庭等子育て支援室整備加算           | 1人当たり  | 810                             | 770   | 730  | 690             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  |                                 | 13  |  |                 |

|                                  |               |        |        |        |        |
|----------------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 児童養護施設本体                         | 1人当たり         | 2,510  | 2,390  | 2,270  | 2,150  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 44     |        |        |        |
| 小規模2'ル-2'ケ7整備加算                  | 1グループ<br>エ当たり | 3,850  | 3,680  | 3,500  | 3,310  |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり        | 13,170 | 12,550 | 11,920 | 11,290 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>加算           | 1人当たり         | 920    | 880    | 840    | 790    |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 39     |        |        |        |
| 病児・病後児保育事業のための保育室<br>等を整備する場合    | 1人当たり         | 580    | 550    | 530    | 500    |
| 乳児を受け入れるためのほふく室又は養<br>育室等を整備する場合 | 1人当たり         | 170    | 160    | 150    | 150    |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1世帯当たり        | 2,550  | 2,430  | 2,310  | 2,180  |
| 情緒障害児短期治療施設本体                    | 1人当たり         | 2,960  | 2,810  | 2,670  | 2,530  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 44     |        |        |        |
| 小規模2'ル-2'ケ7整備加算                  | 1グループ<br>エ当たり | 3,570  | 3,400  | 3,230  | 3,060  |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり        | 20,230 | 19,270 | 18,300 | 17,340 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1世帯当たり        | 2,550  | 2,430  | 2,310  | 2,180  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり         | 1,250  | 1,190  | 1,130  | 1,070  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 37     |        |        |        |
| 児童自立支援施設本体                       | 1人当たり         | 3,510  | 3,340  | 3,180  | 3,010  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 44     |        |        |        |
| 小規模2'ル-2'ケ7整備加算                  | 1グループ<br>エ当たり | 4,120  | 3,920  | 3,730  | 3,530  |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり        | 13,170 | 12,550 | 11,920 | 11,290 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1世帯当たり        | 2,550  | 2,430  | 2,310  | 2,180  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり         | 1,250  | 1,190  | 1,130  | 1,070  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 37     |        |        |        |
| 児童家庭支援センター本体                     | 1施設当たり        | 8,010  | 7,630  | 7,250  | 6,870  |
| 職員養成施設本体                         | 1人当たり         | 1,380  | 1,320  | 1,250  | 1,190  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 44     |        |        |        |
| 小規模住居型児童養育事業所                    | 1人当たり         | 3,550  | 3,380  | 3,220  | 3,050  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 44     |        |        |        |
| 児童自立生活援助事業所                      | 1人当たり         | 3,230  | 3,080  | 2,930  | 2,770  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         | 44     |        |        |        |

|                                  |        |        |        |        |        |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童養護施設本体                         | 1人当たり  | 2,470  | 2,350  | 2,230  | 2,120  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 44     |        |        |        |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり | 12,940 | 12,330 | 11,710 | 11,090 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>加算           | 1人当たり  | 920    | 870    | 830    | 780    |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 39     |        |        |        |
| 病児・病後児保育事業のための保育室<br>等を整備する場合    | 1人当たり  | 570    | 550    | 520    | 490    |
| 乳児を受け入れるためのほふく室又は養<br>育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 170    | 160    | 150    | 150    |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1施設当たり | 2,510  | 2,390  | 2,270  | 2,150  |
| 情緒障害児短期治療施設本体                    | 1人当たり  | 2,910  | 2,770  | 2,630  | 2,490  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 44     |        |        |        |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり | 19,870 | 18,930 | 17,980 | 17,030 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1施設当たり | 2,510  | 2,390  | 2,270  | 2,150  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり  | 1,230  | 1,170  | 1,110  | 1,050  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 37     |        |        |        |
| 児童自立支援施設本体                       | 1人当たり  | 3,450  | 3,290  | 3,120  | 2,960  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 44     |        |        |        |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり | 12,940 | 12,330 | 11,710 | 11,090 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1施設当たり | 2,510  | 2,390  | 2,270  | 2,150  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり  | 1,230  | 1,170  | 1,110  | 1,050  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 37     |        |        |        |
| 児童家庭支援センター本体                     | 1施設当たり | 7,880  | 7,500  | 7,130  | 6,750  |
| 職員養成施設本体                         | 1人当たり  | 1,370  | 1,300  | 1,240  | 1,170  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 44     |        |        |        |
| 小規模住居型児童養育事業所                    | 1人当たり  | 3,500  | 3,330  | 3,160  | 3,000  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 44     |        |        |        |
| 児童自立生活援助事業所                      | 1人当たり  | 3,190  | 3,030  | 2,880  | 2,730  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  | 44     |        |        |        |

|                               |        |        |        |        |        |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 妊産婦ケアセンター                     | 1人当たり  | 5,880  | 5,600  | 5,320  | 5,040  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり  | 44     |        |        |        |
| 日中支援(デイケア)利用者のための居室を整備する場合の加算 | 1人当たり  | 3,240  | 3,090  | 2,930  | 2,780  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり  | 39     |        |        |        |
| 婦人相談所一時保護施設                   | 1世帯当たり | 2,140  | 2,040  | 1,940  | 1,840  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり | 44     |        |        |        |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり | 13,170 | 12,550 | 11,920 | 11,290 |
| 保育室整備加算                       | 1人当たり  | 580    | 550    | 530    | 500    |
| 学習室整備加算                       | 1人当たり  | 580    | 550    | 530    | 500    |
| 婦人保護施設本体                      | 1世帯当たり | 3,360  | 3,200  | 3,040  | 2,880  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり | 44     |        |        |        |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり | 13,170 | 12,550 | 11,920 | 11,290 |

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年8月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

|                               |        |        |        |        |        |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 妊産婦ケアセンター                     | 1人当たり  | 5,790  | 5,510  | 5,240  | 4,960  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり  | 44     |        |        |        |
| 日中支援(デイケア)利用者のための居室を整備する場合の加算 | 1人当たり  | 3,200  | 3,040  | 2,890  | 2,740  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり  | 39     |        |        |        |
| 婦人相談所一時保護施設                   | 1世帯当たり | 2,120  | 2,010  | 1,910  | 1,810  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり | 44     |        |        |        |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり | 12,940 | 12,330 | 11,710 | 11,090 |
| 保育室整備加算                       | 1人当たり  | 570    | 550    | 520    | 490    |
| 学習室整備加算                       | 1人当たり  | 570    | 550    | 520    | 490    |
| 婦人保護施設本体                      | 1世帯当たり | 3,300  | 3,150  | 2,990  | 2,830  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり | 44     |        |        |        |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり | 12,940 | 12,330 | 11,710 | 11,090 |

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

|                               | 単 位            | 沖 縄 県  |
|-------------------------------|----------------|--------|
| 助 産 施 設 本 体                   | 1人当たり          | 3,890  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり          | 440    |
| 乳 児 院 本 体                     | 1人当たり          | 2,200  |
| 初度設備相当加算(30人以下)               | 1人当たり          | 60     |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)           | 1人当たり          | 30     |
| 小規模2.5㎡以上整備加算                 | 1グループ<br>1人当たり | 2,130  |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり         | 17,570 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>整備加算      | 1人当たり          | 640    |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり          | 50     |
| 年齢延長児を受け入れるための居室等<br>整備加算     | 1人当たり          | 550    |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等<br>を整備する場合 | 1人当たり          | 780    |
| 親子生活訓練室整備加算                   | 1世帯当たり         | 3,400  |
| 母子生活支援施設本体                    | 1世帯当たり         | 8,830  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり         | 70     |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり         | 19,760 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>整備加算      | 1世帯当たり         | 4,870  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり         | 60     |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等<br>を整備する場合 | 1人当たり          | 880    |
| 母子家庭等子育て支援室整備加算               | 1人当たり          | 1,230  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり          | 20     |

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。  
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)  
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。  
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。  
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。  
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

|                               | 単 位    | 沖 縄 県  |
|-------------------------------|--------|--------|
| 助 産 施 設 本 体                   | 1人当たり  | 3,830  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり  | 440    |
| 乳 児 院 本 体                     | 1人当たり  | 2,170  |
| 初度設備相当加算(30人以下)               | 1人当たり  | 60     |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)           | 1人当たり  | 30     |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり | 17,260 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>整備加算      | 1人当たり  | 640    |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり  | 50     |
| 年齢延長児を受け入れるための居室等<br>整備加算     | 1人当たり  | 550    |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等<br>を整備する場合 | 1人当たり  | 770    |
| 親子生活訓練室整備加算                   | 1施設当たり | 3,350  |
| 母子生活支援施設本体                    | 1世帯当たり | 8,690  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり | 70     |
| 心理療法室整備加算                     | 1施設当たり | 19,420 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>整備加算      | 1世帯当たり | 4,800  |
| 初度設備相当加算                      | 1世帯当たり | 60     |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等<br>を整備する場合 | 1人当たり  | 860    |
| 母子家庭等子育て支援室整備加算               | 1人当たり  | 1,220  |
| 初度設備相当加算                      | 1人当たり  | 20     |

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。  
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)  
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。  
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。  
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。  
 6 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。



■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

|                           |        | A地域                             | B地域   | C地域  | D地域             |
|---------------------------|--------|---------------------------------|---|--|-----------------|
| 単 位                       |        | 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |
| 助産施設本体                    | 1人当たり  | 2,850                           | 2,720   | 2,580  | 2,440           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  | 312                             |   |  |                 |
| 乳児院本体                     | 1人当たり  | 1,820                           | 1,730   | 1,640  | 1,560           |
| 初度設備相当加算(30人以下)           | 1人当たり  | 49                              |   |  |                 |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)       | 1人当たり  | 24                              |   |  |                 |
| 小規模24時間保育所整備加算            | 1施設当たり | 1,760                           | 1,670   | 1,580  | 1,510           |
| 心理療教室整備加算                 | 1施設当たり | 14,490                          | 13,800  | 13,110   | 12,420          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1人当たり  | 530                             | 500   | 470  | 450             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  | 43                              |   |  |                 |
| 年齢延長を受け入れるための居室等整備加算      | 1人当たり  | 450                             | 430   | 410  | 390             |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 640                             | 610   | 580  | 550             |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1世帯当たり | 2,810                           | 2,670   | 2,540  | 2,400           |
| 母子生活支援施設本体                | 1世帯当たり | 6,470                           | 6,170   | 5,860  | 5,550           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり | 49                              |   |  |                 |
| 心理療教室整備加算                 | 1施設当たり | 14,490                          | 13,800  | 13,110   | 12,420          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1世帯当たり | 3,570                           | 3,400   | 3,230  | 3,060           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり | 43                              |   |  |                 |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 640                             | 610   | 580  | 550             |
| 母子家庭等子育て支援室整備加算           | 1人当たり  | 900                             | 860   | 810  | 770             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  | 15                              |   |  |                 |

■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

|                           |        | A地域                             | B地域   | C地域  | D地域             |
|---------------------------|--------|---------------------------------|---|--|-----------------|
| 単 位                       |        | 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |
| 助産施設本体                    | 1人当たり  | 2,810                           | 2,680   | 2,540  | 2,410           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  | 307                             |   |  |                 |
| 乳児院本体                     | 1人当たり  | 1,790                           | 1,700   | 1,620  | 1,530           |
| 初度設備相当加算(30人以下)           | 1人当たり  | 49                              |   |  |                 |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)       | 1人当たり  | 24                              |   |  |                 |
| 心理療教室整備加算                 | 1施設当たり | 14,240                          | 13,560  | 12,880   | 12,200          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1人当たり  | 530                             | 500   | 470  | 450             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  | 43                              |   |  |                 |
| 年齢延長を受け入れるための居室等整備加算      | 1人当たり  | 450                             | 430   | 410  | 390             |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 630                             | 600   | 570  | 540             |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1施設当たり | 2,760                           | 2,630   | 2,500  | 2,370           |
| 母子生活支援施設本体                | 1世帯当たり | 6,370                           | 6,070   | 5,760  | 5,460           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり | 49                              |   |  |                 |
| 心理療教室整備加算                 | 1施設当たり | 14,240                          | 13,560  | 12,880   | 12,200          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1世帯当たり | 3,520                           | 3,350   | 3,180  | 3,010           |
| 初度設備相当加算                  | 1世帯当たり | 43                              |   |  |                 |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 630                             | 600   | 570  | 540             |
| 母子家庭等子育て支援室整備加算           | 1人当たり  | 880                             | 850   | 810  | 760             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり  | 15                              |   |  |                 |

|                                  |               |        |        |        |        |
|----------------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 児童養護施設本体                         | 1人当たり         | 2,760  | 2,630  | 2,490  | 2,360  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         |        | 49     |        |        |
| 小規模2'&-2'ヶZ整備加算                  | 1グループ<br>Z当たり | 4,250  | 4,050  | 3,850  | 3,640  |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり        | 14,490 | 13,800 | 13,110 | 12,420 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>整備加算         | 1人当たり         | 1,020  | 970    | 920    | 870    |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         |        | 43     |        |        |
| 病児・病後児保育事業のための保育室<br>等を整備する場合    | 1人当たり         | 640    | 610    | 580    | 550    |
| 乳児を受け入れるためのほふく室又は養<br>育室等を整備する場合 | 1人当たり         | 190    | 180    | 170    | 160    |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1世帯当たり        | 2,810  | 2,670  | 2,540  | 2,400  |
| 情緒障害児短期治療施設本体                    | 1人当たり         | 3,250  | 3,100  | 2,940  | 2,790  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         |        | 49     |        |        |
| 小規模2'&-2'ヶZ整備加算                  | 1グループ<br>Z当たり | 3,920  | 3,740  | 3,550  | 3,360  |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり        | 22,250 | 21,190 | 20,130 | 19,070 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1世帯当たり        | 2,810  | 2,670  | 2,540  | 2,400  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり         | 1,370  | 1,310  | 1,240  | 1,170  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         |        | 41     |        |        |
| 児童自立支援施設本体                       | 1人当たり         | 3,860  | 3,680  | 3,490  | 3,310  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         |        | 49     |        |        |
| 小規模2'&-2'ヶZ整備加算                  | 1グループ<br>Z当たり | 4,530  | 4,320  | 4,100  | 3,880  |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり        | 14,490 | 13,800 | 13,110 | 12,420 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1世帯当たり        | 2,810  | 2,670  | 2,540  | 2,400  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり         | 1,370  | 1,310  | 1,240  | 1,170  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり         |        | 41     |        |        |
| 児童家庭支援センター本体                     | 1施設当たり        | 8,810  | 8,390  | 7,970  | 7,550  |

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

|                                  |        |        |        |        |        |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童養護施設本体                         | 1人当たり  | 2,720  | 2,590  | 2,460  | 2,330  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  |        | 49     |        |        |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり | 14,240 | 13,560 | 12,880 | 12,200 |
| 子育て短期支援事業のための居室等<br>整備加算         | 1人当たり  | 1,010  | 960    | 910    | 860    |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  |        | 43     |        |        |
| 病児・病後児保育事業のための保育室<br>等を整備する場合    | 1人当たり  | 630    | 600    | 570    | 540    |
| 乳児を受け入れるためのほふく室又は養<br>育室等を整備する場合 | 1人当たり  | 190    | 180    | 170    | 160    |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1施設当たり | 2,760  | 2,630  | 2,500  | 2,370  |
| 情緒障害児短期治療施設本体                    | 1人当たり  | 3,200  | 3,050  | 2,890  | 2,740  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  |        | 49     |        |        |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり | 21,860 | 20,820 | 19,780 | 18,740 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1施設当たり | 2,760  | 2,630  | 2,500  | 2,370  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり  | 1,350  | 1,290  | 1,220  | 1,160  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  |        | 41     |        |        |
| 児童自立支援施設本体                       | 1人当たり  | 3,800  | 3,620  | 3,440  | 3,260  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  |        | 49     |        |        |
| 心理療法室整備加算                        | 1施設当たり | 14,240 | 13,560 | 12,880 | 12,200 |
| 親子生活訓練室整備加算                      | 1施設当たり | 2,760  | 2,630  | 2,500  | 2,370  |
| 通所部門整備加算                         | 1人当たり  | 1,350  | 1,290  | 1,220  | 1,160  |
| 初度設備相当加算                         | 1人当たり  |        | 41     |        |        |
| 児童家庭支援センター本体                     | 1施設当たり | 8,670  | 8,250  | 7,840  | 7,430  |

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 平成20年度から継続を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

|                           |            | A地域                             | B地域   | C地域  | D地域             |
|---------------------------|------------|---------------------------------|---|--|-----------------|
| 単 位                       |            | 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |
| 乳 児 院 本 体                 | 1人当たり      | 2,200                           | 2,100   | 1,990  | 1,890           |
| 初度設備相当加算(30人以下)           | 1人当たり      |                                 | 59  |  |                 |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)       | 1人当たり      |                                 | 30  |  |                 |
| 小規模2ルーフを2整備加算             | 1グリーンケア当たり | 2,130                           | 2,030   | 1,930  | 1,830           |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり     | 17,570                          | 16,720  | 15,890   | 15,060          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1人当たり      | 640                             | 610   | 580  | 550             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 53  |  |                 |
| 年齢延長を受け入れるための居室等整備加算      | 1人当たり      | 550                             | 530   | 500  | 470             |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり      | 780                             | 740   | 700  | 670             |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1世帯当たり     | 3,400                           | 3,240   | 3,080  | 2,910           |
| 情緒障害児短期治療施設本体             | 1人当たり      | 3,940                           | 3,750   | 3,570  | 3,380           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 59  |  |                 |
| 小規模2ルーフを2整備加算             | 1グリーンケア当たり | 4,760                           | 4,530   | 4,300  | 4,080           |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり     | 26,970                          | 25,690  | 24,400   | 23,120          |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1世帯当たり     | 3,400                           | 3,240   | 3,080  | 2,910           |
| 通所部門整備加算                  | 1人当たり      | 1,660                           | 1,580   | 1,500  | 1,420           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 50  |  |                 |

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

|                           |            | A地域                             | B地域   | C地域  | D地域             |
|---------------------------|------------|---------------------------------|---|--|-----------------|
| 単 位                       |            | 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |
| 乳 児 院 本 体                 | 1人当たり      | 2,170                           | 2,060   | 1,960  | 1,860           |
| 初度設備相当加算(30人以下)           | 1人当たり      |                                 | 59  |  |                 |
| 初度設備相当加算(30人を超える部分)       | 1人当たり      |                                 | 30  |  |                 |
| 小規模2ルーフを2整備加算             | 1グリーンケア当たり | 2,100                           | 2,000   | 1,900  | 1,800           |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり     | 17,260                          | 16,440  | 15,620   | 14,790          |
| 子育て短期支援事業のための居室等整備加算      | 1人当たり      | 640                             | 610   | 580  | 550             |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 53  |  |                 |
| 年齢延長を受け入れるための居室等整備加算      | 1人当たり      | 550                             | 530   | 500  | 470             |
| 病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合 | 1人当たり      | 770                             | 730   | 690  | 660             |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1施設当たり     | 3,350                           | 3,190   | 3,030  | 2,870           |
| 情緒障害児短期治療施設本体             | 1人当たり      | 3,880                           | 3,690   | 3,510  | 3,320           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 59  |  |                 |
| 小規模2ルーフを2整備加算             | 1グリーンケア当たり | 4,760                           | 4,530   | 4,300  | 4,080           |
| 心理療法室整備加算                 | 1施設当たり     | 26,500                          | 25,240  | 23,970   | 22,710          |
| 親子生活訓練室整備加算               | 1施設当たり     | 3,350                           | 3,190   | 3,030  | 2,870           |
| 通所部門整備加算                  | 1人当たり      | 1,640                           | 1,560   | 1,480  | 1,400           |
| 初度設備相当加算                  | 1人当たり      |                                 | 50  |  |                 |

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

|               | 単 位 標  | 率   | 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|---------------|--------|-----|---------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 児童相談所一時保護施設   | 1人当たり  | 84  | -                   | -               | -                                   |
| 助産施設          | 1人当たり  | 136 | 207                 | 150             | -                                   |
| 乳児院           | 1人当たり  | 80  | 107                 | 82              | 107                                 |
| 母子生活支援施設      | 1世帯当たり | 282 | 431                 | 315             | -                                   |
| 児童養護施設        | 1人当たり  | 123 | -                   | 134             | -                                   |
| 情緒障害児短期治療施設   | 1人当たり  | 141 | -                   | 156             | 189                                 |
| 児童自立支援施設      | 1人当たり  | 176 | -                   | 193             | -                                   |
| 児童家庭支援センター    | 1施設当たり | 407 | -                   | 447             | -                                   |
| 職員養成施設        | 1人当たり  | 75  | -                   | -               | -                                   |
| 小規模住居型児童養育事業所 | 1人当たり  | 306 | -                   | -               | -                                   |
| 児童自立生活援助事業所   | 1人当たり  | 213 | -                   | -               | -                                   |
| 妊産婦ケアセンター     | 1人当たり  | 282 | -                   | -               | -                                   |
| 婦人相談所一時保護施設   | 1世帯当たり | 80  | -                   | -               | -                                   |
| 婦人保護施設        | 1世帯当たり | 166 | -                   | -               | -                                   |

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

|               | 単 位 標  | 率   | 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|---------------|--------|-----|---------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 児童相談所一時保護施設   | 1人当たり  | 83  | -                   | -               | -                                   |
| 助産施設          | 1人当たり  | 134 | 204                 | 148             | -                                   |
| 乳児院           | 1人当たり  | 79  | 106                 | 86              | 108                                 |
| 母子生活支援施設      | 1世帯当たり | 282 | 424                 | 310             | -                                   |
| 児童養護施設        | 1人当たり  | 121 | -                   | 132             | -                                   |
| 情緒障害児短期治療施設   | 1人当たり  | 139 | -                   | 154             | 186                                 |
| 児童自立支援施設      | 1人当たり  | 173 | -                   | 180             | -                                   |
| 児童家庭支援センター    | 1施設当たり | 400 | -                   | 440             | -                                   |
| 職員養成施設        | 1人当たり  | 74  | -                   | -               | -                                   |
| 小規模住居型児童養育事業所 | 1人当たり  | 301 | -                   | -               | -                                   |
| 児童自立生活援助事業所   | 1人当たり  | 269 | -                   | -               | -                                   |
| 妊産婦ケアセンター     | 1人当たり  | 282 | -                   | -               | -                                   |
| 婦人相談所一時保護施設   | 1世帯当たり | 79  | -                   | -               | -                                   |
| 婦人保護施設        | 1世帯当たり | 164 | -                   | -               | -                                   |

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

|               | 単 位    | 標 準   | 沖繩振興計画に基づく事業として行う場合 | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|---------------|--------|-------|---------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 児童相談所一時保護施設   | 1人当たり  | 151   | -                   | -               | -                                   |
| 助産施設          | 1人当たり  | 252   | 380                 | 278             | -                                   |
| 乳児院           | 1人当たり  | 141   | 189                 | 156             | 189                                 |
| 母子生活支援施設      | 1世帯当たり | 519   | 778                 | 589             | -                                   |
| 児童養護施設        | 1人当たり  | 218   | -                   | 240             | -                                   |
| 情緒障害児短期治療施設   | 1人当たり  | 282   | -                   | 289             | 350                                 |
| 児童自立支援施設      | 1人当たり  | 309   | -                   | 342             | -                                   |
| 児童家庭支援センター    | 1施設当たり | 723   | -                   | 797             | -                                   |
| 職員養成施設        | 1人当たり  | 136   | -                   | -               | -                                   |
| 小規模住居型児童養育事業所 | 1人当たり  | 1,270 | -                   | -               | -                                   |
| 児童自立生活援助事業所   | 1人当たり  | 1,128 | -                   | -               | -                                   |
| 妊産婦ケアセンター     | 1人当たり  | 519   | -                   | -               | -                                   |
| 婦人相談所一時保護施設   | 1世帯当たり | 149   | -                   | -               | -                                   |
| 婦人保護施設        | 1世帯当たり | 300   | -                   | -               | -                                   |

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

|               | 単 位    | 標 準   | 沖繩振興計画に基づく事業として行う場合 | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|---------------|--------|-------|---------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 児童相談所一時保護施設   | 1人当たり  | 149   | -                   | -               | -                                   |
| 助産施設          | 1人当たり  | 248   | 374                 | 274             | -                                   |
| 乳児院           | 1人当たり  | 139   | 186                 | 154             | 186                                 |
| 母子生活支援施設      | 1世帯当たり | 510   | 765                 | 559             | -                                   |
| 児童養護施設        | 1人当たり  | 215   | -                   | 236             | -                                   |
| 情緒障害児短期治療施設   | 1人当たり  | 258   | -                   | 284             | 344                                 |
| 児童自立支援施設      | 1人当たり  | 304   | -                   | 336             | -                                   |
| 児童家庭支援センター    | 1施設当たり | 711   | -                   | 783             | -                                   |
| 職員養成施設        | 1人当たり  | 134   | -                   | -               | -                                   |
| 小規模住居型児童養育事業所 | 1人当たり  | 1,248 | -                   | -               | -                                   |
| 児童自立生活援助事業所   | 1人当たり  | 1,109 | -                   | -               | -                                   |
| 妊産婦ケアセンター     | 1人当たり  | 510   | -                   | -               | -                                   |
| 婦人相談所一時保護施設   | 1世帯当たり | 147   | -                   | -               | -                                   |
| 婦人保護施設        | 1世帯当たり | 295   | -                   | -               | -                                   |

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

|                                    | 標準     | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|------------------------------------|--------|-----------------|-------------------------------------|
| 婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 | 26,000 | -               | -                                   |
| 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設        | -      | 28,610          | -                                   |
| 情緒障害児短期治療施設                        | -      | -               | 34,680                              |

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

|          | 地域交流スペース | 防災拠点型  |
|----------|----------|--------|
| 本体点数     | 10,080   | 13,440 |
| 初度設備相当加算 | 549      | 1,433  |

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

|          | 余裕教室活用促進事業 |
|----------|------------|
| 本体点数     | 13,440     |
| 初度設備相当加算 | 2,390      |

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

|                                    | 標準     | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|------------------------------------|--------|-----------------|-------------------------------------|
| 婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 | 25,550 | -               | -                                   |
| 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設        | -      | 28,110          | -                                   |
| 情緒障害児短期治療施設                        | -      | -               | 34,070                              |

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

|          | 地域交流スペース | 防災拠点型  |
|----------|----------|--------|
| 本体点数     | 9,910    | 13,210 |
| 初度設備相当加算 | 540      | 1,408  |

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

|          | 余裕教室活用促進事業 |
|----------|------------|
| 本体点数     | 13,210     |
| 初度設備相当加算 | 2,348      |

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
|             | スプリンクラー設備<br>(既存施設における整備事業) |
| 基準点数(1㎡当たり) | 6                           |

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

|      |                           |
|------|---------------------------|
|      | 屋内消火栓設備<br>(既存施設における整備事業) |
| 基準点数 | 厚生労働大臣が別に定める点数            |

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

|  | 標準    | 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|--|-------|---------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 標準   | 6,470 | -                   | -               | -                                   |
| 乳児院  | -     | 9,060               | -               | -                                   |
| 助産施設、母子生活支援施設  | -     | 10,190              | -               | -                                   |
| 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター | -     | -                   | 7,110           | -                                   |
| 乳児院、情緒障害児短期治療施設  | -     | -                   | -               | 8,620                               |

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
|             | スプリンクラー設備<br>(既存施設における整備事業) |
| 基準点数(1㎡当たり) | 6                           |

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

|      |                           |
|------|---------------------------|
|      | 屋内消火栓設備<br>(既存施設における整備事業) |
| 基準点数 | 厚生労働大臣が別に定める点数            |

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

|  | 標準    | 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 公害防止対策事業として行う場合 | 地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合 |
|--|-------|---------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 標準   | 6,360 | -                   | -               | -                                   |
| 乳児院  | -     | 8,900               | -               | -                                   |
| 助産施設、母子生活支援施設、保育所  | -     | 10,010              | -               | -                                   |
| 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター | -     | -                   | 6,990           | -                                   |
| 乳児院、情緒障害児短期治療施設  | -     | -                   | -               | 8,470                               |

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表 3

算 定 基 準  
(そ の 他 施 設)

| 1 区 分 | 2 種 目              | 3 基 準  | 4 対 象 経 費                                    |
|-------|--------------------|--|--|
| 施設整備  | 本体工事費              | 次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。<br><br>厚生労働大臣が必要と認めた面積<br><br>鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数<br><br>ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数<br><br>木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数 | 施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費                    |
|       | 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 | 厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。   | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 |

別表 3

算 定 基 準  
(そ の 他 施 設)

| 1 区 分 | 2 種 目              | 3 基 準  | 4 対 象 経 費                                    |
|-------|--------------------|--|--|
| 施設整備  | 本体工事費              | 次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。<br><br>厚生労働大臣が必要と認めた面積<br><br>鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数<br><br>ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数<br><br>木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数 | 施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費                    |
|       | 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 | 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。   | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 |



別表 4

算 定 基 準  
(余裕教室活用促進事業)

| 1 区 分 | 2 基 準  | 3 対 象 経 費  |
|-------|--|--|
| 施設整備  | 余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>13, 440</u> 点 (なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2, 390</u> 点を加えたものとする。) とする。 | (1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費<br>(2) 暖房設備工事費<br>暖房設備に必要な工事費又は工事請負費<br>(3) 冷房設備工事費<br>冷房設備に必要な工事費又は工事請負費<br>(4) 冷暖房設備工事費<br>冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費<br>(5) 浄化槽設備工事費<br>浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費 |

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 4

算 定 基 準  
(余裕教室活用促進事業)

| 1 区 分 | 2 基 準  | 3 対 象 経 費  |
|-------|--|--|
| 施設整備  | 余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>13, 210</u> 点 (なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2, 348</u> 点を加えたものとする。) とする。 | (1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費<br>(2) 暖房設備工事費<br>暖房設備に必要な工事費又は工事請負費<br>(3) 冷房設備工事費<br>冷房設備に必要な工事費又は工事請負費<br>(4) 冷暖房設備工事費<br>冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費<br>(5) 浄化槽設備工事費<br>浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費 |

(注) 平成 20 年度から繰越を行った事業については、平成 20 年度に設定された算定基準を適用する。

別紙 1  
様式 1-1

第 年 月 日 号

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
市町村長 印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付  
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申  
請する。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 申請額     | 別紙のとおり(別紙1 様式1-2) |
| 2 整備計画概要  | 別紙のとおり(別紙1 様式1-2) |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙1 様式1-4) |

(添付書類)

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書  
(見込書)抄本

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」  
の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙 1  
様式 1-1

第 年 月 日 号

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
市町村長 印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付  
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申  
請する。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 申請額     | 別紙のとおり(別紙1 様式1-2) |
| 2 整備計画概要  | 別紙のとおり(別紙1 様式1-2) |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙1 様式1-5) |

(添付書類)

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書  
(見込書)抄本

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」  
の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙 1

様式 1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備計画書

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

1. ~ 3. (略)

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) ~ (2) (略)

(削除)

(削除)

5. (略)

別紙 1

様式 1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備計画書

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

1. ~ 3. (略)

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) ~ (2) (略)

(3) 保育所の状況について (施設ごとに記載すること)

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況 (地域ネットワークの状況等) や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性 (整備が実施された場合の状況、待機児童が存在する場合にはその解消計画、改善点等) を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、地域における子育て相談事業の処理件数 (過去3年分) やその他事業の実施状況を必ず添付すること。

また、様式 1-4 についても作成されたい。

(4) 子育て支援のための拠点施設の状況について (施設ごとに記載すること)

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況 (地域ネットワークの状況等) や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性 (整備が実施された場合の状況、改善点等) を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、地域における子育て相談事業の処理件数 (過去3年分) や子育て支援サービス等の実施状況を必ず添付すること。

5. (略)

様式 1-2 記入要領

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※ 1 つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1 つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. ～ 5. (略)

様式 1-2 記入要領

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※ 1 つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1 つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。ただし、同一の保育所において大規模修繕を他の整備区分と併せて協議する場合は、別に記入すること。

2. ～ 5. (略)

別紙1  
様式 1-3 (略)

(削除)

様式 1-4  
(略)

別紙 2 様式 1-1 ~ 様式 1-3 (略)

別紙1  
様式 1-3 (略)

様式 1-4

1. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

| 区分    | 平成 年度 | 平成 年度 | 平成 年度 | 平成 年度 | 平成 年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 現 員   |       |       |       |       |       |
| 定 員   |       |       |       |       |       |
| 待機児童数 |       |       |       |       |       |

※ 過去5か年度分(5年度前の年度～前年度)の各年度10月1日現在数を記入すること。

2. 待機児童数・定員の弾力化・これまでの市町村の施設整備への取り組み状況と今回の施設整備との関係など、特記すべき事項がある場合は記載すること。

3. 当該施設の整備実績

| 整備年月日 | 整備区分 | 整 備 内 容 |
|-------|------|---------|
|       | 創設   |         |
|       |      |         |
|       |      |         |
|       |      |         |
|       |      |         |
|       |      |         |
|       |      |         |
|       |      |         |
|       |      |         |
|       |      |         |

※ 今回の整備対象施設が、「改築」「増改築」「大規模修繕」の場合にのみ記入すること。

様式 1-5  
(略)

別紙 2 様式 1-1 ~ 様式 1-3 (略)

別紙 2  
様式 1-4

事業実績報告書

- 1 交付金における実施施設の概要  
(1) ~ (3) (略)  
(4) 入所(利用)定員

| 現在定員      | 増加定員      | 合計        |
|-----------|-----------|-----------|
| 人<br>(世帯) | 人<br>(世帯) | 人<br>(世帯) |

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 (略)

別紙 2 様式 1-5 ~ 別紙 7 (略)

別紙 2  
様式 1-4

事業実績報告書

- 1 交付金における実施施設の概要  
(1) ~ (3) (略)  
(4) 入所(利用)定員

| 現在定員      | 増加定員      | 合計        |
|-----------|-----------|-----------|
| 人<br>(世帯) | 人<br>(世帯) | 人<br>(世帯) |

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 (略)

別紙 2 様式 1-5 ~ 別紙 7 (略)

新旧対照表(案)

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものである(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点以上のものである。)</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱に基づき、交付基礎点数6,360点以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものである(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点以上のものである。)</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> |

| 改 正 後   | 現 行  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における<br/>スプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>第1 スプリンクラー設備<br/>1～4 (略)</p> <p>5 その他<br/>(1) (略)<br/>(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。<br/>ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。<br/>ア～エ (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備<br/>1～2 (略)</p> <p>3 交付基準<br/>(1) (略)<br/>(2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合<br/>交付基礎点数<br/>当該設備を設置する個数に194点以内を乗じたもの</p> <p>4～5 (略)</p> | <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における<br/>スプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>第1 スプリンクラー設備<br/>1～4 (略)</p> <p>5 その他<br/>(1) (略)<br/>(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備においても同様の取扱いとすること。<br/>ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。<br/>ア～エ (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備<br/>1～2 (略)</p> <p>3 交付基準<br/>(1) (略)<br/>(2) パッケージ型屋内消火栓設備を設置する場合<br/>交付基礎点数<br/>当該設備を設置する個数に194点以内を乗じたもの</p> <p>4～5 (略)</p> |



新旧対照表(案)

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>次世代育成支援対策施設整備交付金における<br/>特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>  | <p>次世代育成支援対策施設整備交付金における<br/>特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>   |
| <p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)<br/>交付金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消融雪設備整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する<u>交付要綱の4</u>に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 交付基準</p> <p>交付基礎点数<u>6,470</u>点を交付基準とする。</p> <p>ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以</p> | <p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)<br/>交付金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消融雪設備整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する<u>同別表1-1</u>に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 交付基準</p> <p>(1) 1施設ごとの(1)から(2)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額を<u>2,000</u>で除いたものと、交付基礎点数<u>6,360</u>点とを比較して少ない方を交付基準とする。</p> <p>ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数と、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関</p> |

下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。

別表

1 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

| 施設の種類         | 交付基礎点数 |
|---------------|--------|
| 乳児院           | 9,060  |
| 助産施設、母子生活支援施設 | 10,190 |

2 公害防止対策事業として行う場合

| 施設の種類  | 交付基礎点数 |
|--|--------|
| 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター | 7,110  |

3 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合

| 施設の種類           | 交付基礎点数 |
|-----------------|--------|
| 乳児院、情緒障害児短期治療施設 | 8,620  |

する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数と、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数とを比較して少ない方を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数とを比較して少ない方を交付基準とする。

別表

1 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

| 施設の種類             | 交付基礎点数 |
|-------------------|--------|
| 乳児院               | 8,900  |
| 助産施設、母子生活支援施設、保育所 | 10,010 |

2 公害防止対策事業として行う場合

| 施設の種類  | 交付基礎点数 |
|--|--------|
| 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター | 6,990  |

3 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合

| 施設の種類           | 交付基礎点数 |
|-----------------|--------|
| 乳児院、情緒障害児短期治療施設 | 8,470  |

| 改正後  | 現行  |
|--|---|
| <p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙<br/>次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 仮施設整備工事費<br/>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)交付基準額の算定<br/>① ②に掲げる施設以外の施設<br/>ア～エ (略)<br/>オ <u>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙<br/>次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 仮施設整備工事費<br/>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)交付基準額の算定<br/>① ②に掲げる施設以外の施設<br/>ア～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> |

(別添)

次世代育成支援対策交付金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

| 平成21年度  | 平成22年度  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 特定事業</p> <p>平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(以下「評価基準通知」という。)に基づく次の事業</p> <p>ア 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)<br/>評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>イ 養育支援訪問事業<br/>評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ ファミリー・サポート・センター事業<br/>評価基準通知の1の(3)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施す</p> | <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 特定事業</p> <p>平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(以下「評価基準通知」という。)に基づく次の事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> |

る事業に対して市町村が補助する事業

エ 子育て短期支援事業

評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業

オ 延長保育促進事業

評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が民間に委託して実施する事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

(2) その他の事業

評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業

(対象外事業及び費用)

4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業

(2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(3) 今までに一般財源化された事業

(4) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業

(5) 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の7に掲げる費用

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額の算定については、評価基準通知に定める評価基準(以下「評価基準」という。)に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(2)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額と

エ (略)

オ 地域子育て支援拠点事業

評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

カ 一時預かり事業

評価基準通知の1の(6)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

(2) (略)

(対象外事業及び費用)

4 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成22年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 (略)

(1) (略)

する。

- (2) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)/前年度基準点数の合計(計画))に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 執行率 | 90%以上 | 90%未満 |
| 減額率 | 減額なし  | 0.9   |

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)

- ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

- ア (1)のア、イ、ウ及びキに掲げる条件
- イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならない。
- (ア)(1)のア、イ及びウに掲げる条件

(2) (略)

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に關係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ア 補助事業者は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準期間)

9 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は7の(1)のA若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市町村分に係る交付金について厚生労働大臣の交付決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し別紙1の様式により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(交付金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準期間)

9 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

(削除)

(交付金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式第3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイ又は(2)のA若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、



ア 補助事業者は、別紙様式3による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出して行わなければならない。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（1）のイ又は（2）のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、別紙様式第3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（1）のイ又は（2）のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定の通知)

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市町村分に係る交付金について厚生労働大臣の確定通知があったときには、市町村長に対し、別紙2の様式により通知を行うものとする。

(交付金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により5, 7, 8及び12に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定の通知)

(削除)

(交付金の返還)

12 (略)

(その他)

13 特別の事情により5, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成21年度

平成22年度

別紙様式第1

別紙様式第1

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長  
特別区 区 長

平成 年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について

(略)

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 国庫交付金交付申請額 金 円
2. 平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書（別表1）
3. 平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書（別表2）
4. 平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料  
※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

平成21年度

平成22年度

別紙様式第3

別紙様式第3

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長  
特別区 区 長

平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書（別表1）
2. 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算額調書（別表2）
3. 平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

(略)

平成21年度

平成22年度

別紙様式第4

別紙様式第4

番 号  
平成 年 月 日

市町村長  
殿  
特別区区长

法人名  
代表者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった  
平成 年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要  
綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(略)

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額  
又は事業実績報告額

金 円

2. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(要交付金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

平成21年度

平成22年度

別紙1

厚生労働省発雇児第●●●●●●●●●●号

別紙1

平成 年度次世代育成支援対策交付金交付決定通知書

〇〇市

〇月〇日 〇〇号で申請のあった平成 年度次世代育成支援対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第〇〇〇号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇年〇月〇日

〇〇県知事 〇〇 〇〇

(削除)

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は〇月〇日〇〇号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 交付金の額    | 金 | 円 |

3 交付金の額の確定は、交付要綱の5に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 この交付金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げができる期間は、平成〇〇年〇月〇日とする。

平成21年度

平成22年度

別紙2

厚生労働省発雇児第●●●●●●●●号

平成 年度次世代育成支援対策交付金確定額通知書

〇〇市

平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第●●●●●●●●号で交付決定された平成 年度次世代育成支援対策交付金については、〇月〇日 〇〇号事業実績報告に基づき、平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第〇〇〇〇号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成〇年〇月〇日までに返還することを命ずる。  
（施行後20日以内）

平成〇年〇月〇日

〇〇県知事 〇〇 〇〇

別紙2

（削除）

平成21年度

平成22年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調査

| 都道府県名(上段)<br>市区町村名(下段) | 事業計画に掲げる<br>事業の総事業費<br>A | 寄付金その他の<br>収入額<br>B | 差引額<br>(A-B)<br>C | 国庫補助<br>基本額<br>D | 厚生労働大臣が<br>認めた額<br>E | 国庫補助<br>所要額<br>F |
|------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------|------------------|----------------------|------------------|
|                        | 円                        | 円                   | 円                 | 円                | 円                    | 円                |
|                        |                          |                     | 0                 | 0                |                      | 0                |

(略)

- (注) 1. グリーン色に色づけされたセルのみ記入する、それ以外のセルは式により自動計算される。  
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。  
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。  
 4. E欄は内示額を記入すること。  
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

平成21年度

別表2

平成21年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 市町村コード           |   |  |
| 都道府県名            |   |  |
| 市区町村名            |   |  |
| 担当部署(部署・係)       | A |  |
| 職名               | B |  |
| 担当者氏名            | C |  |
| 電話番号(直通又は代表(内線)) | D |  |
| Eメールアドレス         | E |  |

(記入上の注意事項)

- ※ 太神神の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 21年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に21年度実施数(または数字の1)、欄外上部神内に行動計画に位置づけた21年度実施が所収及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。  
(C欄は乳児家庭全戸訪問事業のみ)
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成21年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問回数、児童支援訪問回数については、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業の目標については、基本事業は研修受講人数、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ ファミリーサポート・センター事業のひとり親家庭等のファミリーサポート・センター(育児・介護の預かり等を含む)の利用支援については、「利用支援 有」の場合は、数字の1を入力すること。
- ※ 上記以外の事業で、21年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、6～8月開始の場合は0、75か所(事業数)、9～12月開始で0、6か所(事業数)、1月以降開始で0、25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄割けされているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

＜評価1＞

●乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること)  
① 研修を実施する。  
② 実施計画を策定する。

| A欄<br>(○を入力) | 項 目  | B欄<br>(対象全家庭数を入力) | C欄<br>(家庭訪問数を入力) | 評価ポイント   | 申請ポイント |
|--------------|--|-------------------|------------------|----------|--------|
|              | (1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村<br>① ケース対応企画の開催<br>② 児童支援訪問事業のうち、以下に掲げる種別をいずれも実施<br>○育児・家事援助<br>○専門相談支援 | F                 | G                | 004 ポイント | ポイント   |
|              | (2) (1)以外の市町村  | H                 | I                | 003 ポイント | ポイント   |
| ポイント合計       |  |                   |                  | J        | ポイント   |

※ 全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%は、地方交付税で既に実施されている児童訪問回数以上の実施予定分として控除する。  
(すでに控除分については式が入っている。)

●児童支援訪問事業

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること)  
① 前年の結果、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行ったための研修を実施している。  
② 研修を実施する。

| A欄<br>(○を入力) | 項 目                     | B欄<br>(家庭訪問回数を入力) | 評価ポイント   | 申請ポイント |
|--------------|-------------------------|-------------------|----------|--------|
|              | 育児・家事援助                 | K                 | 003 ポイント | ポイント   |
|              | 専門相談支援                  | L                 | 004 ポイント | ポイント   |
|              | 分館に開いた母子区長職員の助産師による訪問支援 | M                 | 005 ポイント | ポイント   |
| ポイント合計       |                         |                   | N        | ポイント   |

平成22年度

別表2

平成22年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 市町村コード           |   |  |
| 都道府県名            |   |  |
| 市区町村名            |   |  |
| 担当部署(部署・係)       | A |  |
| 職名               | B |  |
| 担当者氏名            | C |  |
| 電話番号(直通又は代表(内線)) | D |  |
| Eメールアドレス         | E |  |

(記入上の注意事項)

- ※ 太神神の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 22年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に22年度実施数(または数字の1)、欄外上部神内に行動計画に位置づけた22年度実施が所収及び22年度目標値をそれぞれ入力すること。  
(C欄は乳児家庭全戸訪問事業のみ)
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成22年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問回数、児童支援訪問回数については、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業の目標については、基本事業は研修受講人数、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ ファミリーサポート・センター事業のひとり親家庭等のファミリーサポート・センター(育児・介護の預かり等を含む)の利用支援については、「利用支援 有」の場合は、数字の1を入力すること。
- ※ 一時預かり事業については、B欄に実施が所収を入力すること。(事業開始が年度途中となるものについては1か所として入力すること。)
- ※ 上記以外の事業で、22年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、6～8月開始の場合は0、75か所(事業数)、9～12月開始で0、6か所(事業数)、1月以降開始で0、25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄割けされているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

＜評価1＞

●乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること)  
① 研修を実施する。  
② 実施計画を策定する。

| A欄<br>(○を入力) | 項 目  | B欄<br>(対象全家庭数を入力) | C欄<br>(家庭訪問数を入力) | 評価ポイント   | 申請ポイント |
|--------------|--|-------------------|------------------|----------|--------|
|              | (1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村<br>① ケース対応企画の開催<br>② 児童支援訪問事業のうち、以下に掲げる種別をいずれも実施<br>○育児・家事援助<br>○専門相談支援 | F                 | G                | 004 ポイント | ポイント   |
|              | (2) (1)以外の市町村  | H                 | I                | 003 ポイント | ポイント   |
| ポイント合計       |  |                   |                  | J        | ポイント   |

※ 全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%は、地方交付税で既に実施されている児童訪問回数以上の実施予定分として控除する。  
(すでに控除分については式が入っている。)

●児童支援訪問事業

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること)  
① 前年の結果、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行ったための研修を実施している。  
② 研修を実施する。

| A欄<br>(○を入力) | 項 目                     | B欄<br>(家庭訪問回数を入力) | 評価ポイント   | 申請ポイント |
|--------------|-------------------------|-------------------|----------|--------|
|              | 育児・家事援助                 | K                 | 003 ポイント | ポイント   |
|              | 専門相談支援                  | L                 | 004 ポイント | ポイント   |
|              | 分館に開いた母子区長職員の助産師による訪問支援 | M                 | 005 ポイント | ポイント   |
| ポイント合計       |                         |                   | N        | ポイント   |



平成21年度

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目について各事業の①～④(センター業務)にて該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄(①)又は数字を入力すること。  
 ※ 基本事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ① 会費の高減、登録その他会員登録状況  
 ② 相互援助活動の開催等  
 ※ 会費に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催  
 例見：緊急対応強化モデル事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ③ 医師相談との連携  
 例見：高齢児等の預かりに対応した講習の実施  
 ④ 依頼の受付・調整体制の強化

| A欄<br>(0を記入) | 項 目   | B欄<br>(①)又は数字を入力 | 評価ポイント    | 申請ポイント |
|--------------|---|------------------|-----------|--------|
|              | 基本事業(会員数)                                       |                  |           |        |
| 0            | 100人超～299人                                      | O                | 100 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 300人～499人                                       | P                | 140 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 500人～999人                                       | Q                | 200 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 1,000人～1,499人                                   | R                | 400 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 1,500人～1,999人                                   | S                | 600 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 2,000人～2,999人                                   | T                | 800 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 3,000人以上  | U                | 1000 ポイント | ポイント   |
|              | (支那の設置箇所数)                                      |                  |           |        |
| 0            | 100件以上  | V                | 500 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 100件未満  | W                | 50 ポイント   | ポイント   |
|              | 預託預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)                              | Y                | 50 ポイント   | ポイント   |
|              | 例見：緊急対応強化モデル事業(例見：高齢児預かりの基利要件)                  |                  |           |        |
|              | ～59件  | Y                | 80 ポイント   | ポイント   |
| 0            | 60件～119件  | Z                | 120 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 120件～199件                                       | AA               | 180 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 200件～299件                                       | AB               | 280 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 300件～399件                                       | AC               | 380 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 400件～599件                                       | AD               | 520 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 600件以上  | AE               | 720 ポイント  | ポイント   |
|              | 近隣市町村会費受入                                       | AF               | 50 ポイント   | ポイント   |
|              | 初年度体制整備   | AG               | 200 ポイント  | ポイント   |
|              | ひびき障害児等のファミリーサポート・センター(例見：高齢児の預かり等を<br>まじ)の利用支援 |                  |           |        |
|              | 利用支援 有  | AH               | 20 ポイント   | ポイント   |
|              | ポイント合計  |                  |           | AI     |

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

※ ①欄に1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(児童の送迎を実施を除く。)

| A欄<br>(0を記入) | 項 目            | B欄<br>(①)又は数字を入力 | 評価ポイント   | 申請ポイント |
|--------------|----------------|------------------|----------|--------|
|              | ショートステイ事業の実施   |                  |          |        |
|              | 2歳未満児・慢性疾患児    | 人日               | 430 ポイント | ポイント   |
|              | 2歳以上児          | 人日               | 235 ポイント | ポイント   |
|              | 緊急一時保護         | 人日               | 080 ポイント | ポイント   |
|              | トワイライトステイ事業の実施 |                  |          |        |
|              | 基本分            | 人日               | 045 ポイント | ポイント   |
|              | 宿泊分            | 人日               | 045 ポイント | ポイント   |
|              | 休日サービス分        | 人日               | 700 ポイント | ポイント   |
|              | 児童の送迎を実施       | か所               | 030 ポイント | ポイント   |
|              | ポイント合計         |                  |          | AP     |

●延長保育促進事業

※ 21年度目標値(例見)：延長保育事業を実施する保育所数を記入すること。例入は、同一保育所で同時期に2歳及び3歳で延長保育を実施している場合は、ポイントにそれぞれ加算するが、合計値は100件のカウントする。

| A欄<br>(0を記入) | 項 目     | B欄<br>(①)又は数字を入力 | 評価ポイント   | 申請ポイント |
|--------------|---------|------------------|----------|--------|
|              | 基本分の実施  | か所               | 230 ポイント | ポイント   |
|              | 延長時間    | 事業               | 15 ポイント  | ポイント   |
|              | 1時間延長   | 事業               | 70 ポイント  | ポイント   |
|              | 2～3時間延長 | 事業               | 110 ポイント | ポイント   |
|              | 4～5時間延長 | 事業               | 230 ポイント | ポイント   |
|              | 6時間以上延長 | 事業               | 270 ポイント | ポイント   |
|              | ポイント合計  |                  |          | PA     |
|              | ポイント合計  |                  |          | PB     |

平成22年度

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目について各事業の①～④(センター業務)にて該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄(①)又は数字を入力すること。  
 ※ 基本事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ① 会費の高減、登録その他会員登録状況  
 ② 相互援助活動の開催等  
 ※ 会費に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催  
 例見：緊急対応強化モデル事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ③ 医師相談との連携  
 例見：高齢児等の預かりに対応した講習の実施  
 ④ 依頼の受付・調整体制の強化

| A欄<br>(0を記入) | 項 目   | B欄<br>(①)又は数字を入力 | 評価ポイント    | 申請ポイント |
|--------------|---|------------------|-----------|--------|
|              | 基本事業(会員数)                                       |                  |           |        |
| 0            | 100人超～299人                                      | O                | 100 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 300人～499人                                       | P                | 140 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 500人～999人                                       | Q                | 200 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 1,000人～1,499人                                   | R                | 400 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 1,500人～1,999人                                   | S                | 600 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 2,000人～2,999人                                   | T                | 800 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 3,000人以上  | U                | 1000 ポイント | ポイント   |
|              | (支那の設置箇所数)                                      |                  |           |        |
| 0            | 100件以上  | V                | 500 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 100件未満  | W                | 50 ポイント   | ポイント   |
|              | 預託預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)                              | Y                | 50 ポイント   | ポイント   |
|              | 例見：緊急対応強化モデル事業(例見：高齢児預かりの基利要件)                  |                  |           |        |
|              | ～59件  | Y                | 80 ポイント   | ポイント   |
| 0            | 60件～119件  | Z                | 120 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 120件～199件                                       | AA               | 180 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 200件～299件                                       | AB               | 280 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 300件～399件                                       | AC               | 380 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 400件～599件                                       | AD               | 520 ポイント  | ポイント   |
| 0            | 600件以上  | AE               | 720 ポイント  | ポイント   |
|              | 近隣市町村会費受入                                       | AF               | 50 ポイント   | ポイント   |
|              | 初年度体制整備   | AG               | 200 ポイント  | ポイント   |
|              | ひびき障害児等のファミリーサポート・センター(例見：高齢児の預かり等を<br>まじ)の利用支援 |                  |           |        |
|              | 利用支援 有  | AH               | 20 ポイント   | ポイント   |
|              | ポイント合計  |                  |           | AI     |

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

※ ①欄に1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(児童の送迎を実施を除く。)

| A欄<br>(0を記入) | 項 目            | B欄<br>(①)又は数字を入力 | 評価ポイント   | 申請ポイント |
|--------------|----------------|------------------|----------|--------|
|              | ショートステイ事業の実施   |                  |          |        |
|              | 2歳未満児・慢性疾患児    | 人日               | 430 ポイント | ポイント   |
|              | 2歳以上児          | 人日               | 235 ポイント | ポイント   |
|              | 緊急一時保護         | 人日               | 080 ポイント | ポイント   |
|              | トワイライトステイ事業の実施 |                  |          |        |
|              | 基本分            | 人日               | 045 ポイント | ポイント   |
|              | 宿泊分            | 人日               | 045 ポイント | ポイント   |
|              | 休日サービス分        | 人日               | 700 ポイント | ポイント   |
|              | 児童の送迎を実施       | か所               | 030 ポイント | ポイント   |
|              | ポイント合計         |                  |          | AP     |

平成21年度

平成22年度

●地域子育て支援拠点事業

※ 申請の實施が所収を入力すること。

| A 種<br>(0点入力) | 項 目                  | B 種<br>(0点を入力) | 評価ポイント | 申請ポイント   |
|---------------|----------------------|----------------|--------|----------|
| ひらび屋(基本分)     |                      |                |        |          |
| 0             | 3~4日間所               | AS             | 0      | 178 ポイント |
| 0             | 3~4日間所(備後監査あり)       | AT             | 0      | 239 ポイント |
| 0             | 5日間所                 | AU             | 0      | 218 ポイント |
| 0             | 5日間所(備後監査あり)         | AV             | 0      | 265 ポイント |
| 0             | 6~7日間所               | AW             | 0      | 258 ポイント |
| 0             | 6~7日間所(備後監査あり)       | AX             | 0      | 300 ポイント |
| ひらび屋(加算分)     |                      |                |        |          |
| 0             | 出張ひらびの費用             | AY             | 0      | 87 ポイント  |
| 0             | 地域の子育て力が高める取組(1事業実施) | AZ             | 0      | 22 ポイント  |
| 0             | 地域の子育て力が高める取組(2事業実施) | BA             | 0      | 30 ポイント  |
| 0             | 地域の子育て力が高める取組(3事業実施) | BB             | 0      | 37 ポイント  |
| 0             | 地域の子育て力が高める取組(4事業実施) | BC             | 0      | 45 ポイント  |
| センター型         |                      |                |        |          |
| 0             | 5日間所                 | BD             | 0      | 370 ポイント |
| 0             | 6~7日間所               | BE             | 0      | 398 ポイント |
| 0             | 経過措置(基本分)            | BF             | 0      | 129 ポイント |
| 0             | 経過措置(備後監査加算分)        | BG             | 0      | 88 ポイント  |
| 児童館型          |                      |                |        |          |
| 0             | 基本分                  | BH             | 0      | 84 ポイント  |
| 0             | 加算分(地域の子育て力が高める取組)   | BI             | 0      | 22 ポイント  |
| ポイント合計        |                      |                |        | EJ       |

●一時預かり事業

※ 申請の實施が所収を入力すること。

| A 種<br>(0点入力)      | 項 目             | B 種<br>(0点を入力) | 評価ポイント | 申請ポイント   |
|--------------------|-----------------|----------------|--------|----------|
| 保育所型(無期継続利用児童数)    |                 |                |        |          |
| 0                  | 25人以上～300人未満    | BK             | 0      | 28 ポイント  |
| 0                  | 300人以上～900人未満   | BL             | 0      | 79 ポイント  |
| 0                  | 900人以上～1500人未満  | BM             | 0      | 142 ポイント |
| 0                  | 1500人以上～2100人未満 | BN             | 0      | 205 ポイント |
| 0                  | 2100人以上～2700人未満 | BO             | 0      | 268 ポイント |
| 0                  | 2700人以上～3300人未満 | BP             | 0      | 331 ポイント |
| 0                  | 3300人以上～3900人未満 | BQ             | 0      | 394 ポイント |
| 0                  | 3900人以上         | BR             | 0      | 457 ポイント |
| 施設密着型(無期継続利用児童数)   |                 |                |        |          |
| 0                  | 25人以上～300人未満    | CG             | 0      | 28 ポイント  |
| 0                  | 300人以上～900人未満   | BT             | 0      | 79 ポイント  |
| 0                  | 900人以上～1500人未満  | BU             | 0      | 142 ポイント |
| 0                  | 1500人以上～2100人未満 | BV             | 0      | 205 ポイント |
| 0                  | 2100人以上～2700人未満 | BW             | 0      | 268 ポイント |
| 0                  | 2700人以上～3300人未満 | BX             | 0      | 331 ポイント |
| 0                  | 3300人以上～3900人未満 | BY             | 0      | 394 ポイント |
| 0                  | 3900人以上         | BZ             | 0      | 457 ポイント |
| 施設密着II型(有期継続利用児童数) |                 |                |        |          |
| 0                  | 25人以上～300人未満    | CA             | 0      | 24 ポイント  |
| 0                  | 300人以上～900人未満   | CB             | 0      | 71 ポイント  |
| 0                  | 900人以上～1500人未満  | CC             | 0      | 128 ポイント |
| 0                  | 1500人以上～2100人未満 | CD             | 0      | 184 ポイント |
| 0                  | 2100人以上～2700人未満 | CE             | 0      | 241 ポイント |
| 0                  | 2700人以上～3300人未満 | CF             | 0      | 298 ポイント |
| 0                  | 3300人以上～3900人未満 | CG             | 0      | 354 ポイント |
| 0                  | 3900人以上         | CH             | 0      | 411 ポイント |
| ポイント合計             |                 |                |        | CI       |

評価1合計ポイント

平成21年度

<評価2>

Table with 5 columns: A欄 (申請者), B欄 (項目), C欄 (評価ポイント), D欄 (申請ポイント). Rows include: へき地保育事業, 家庭支援推進員育成事業, 次世代育成支援人材養成事業, 子どもを育てる地域ネットワーク強化事業.

<評価3> その他、創業工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創業工夫のある取組について

Form for evaluation 3, including fields for total population (総人口), child population (児童人口), and a table for implementation status (実施状況).

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成21年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

平成22年度

<評価2>

Table with 5 columns: A欄 (申請者), B欄 (項目), C欄 (評価ポイント), D欄 (申請ポイント). Rows include: へき地保育事業, 家庭支援推進員育成事業, 次世代育成支援人材養成事業, 子どもを育てる地域ネットワーク強化事業.

<評価3> その他、創業工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創業工夫のある取組について

Form for evaluation 3, including fields for total population (総人口), child population (児童人口), and a table for implementation status (実施状況).

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する全庁的村町特別評価】平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、

あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

【評価3を申請する町村のみ特別評価】福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

平成21年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

| 事業名                                | 交付対象事業の<br>経事業費 | 寄付金その他の<br>収入額 | 交付対象事業の<br>支出予定総額<br>(差引額 A-B) |
|------------------------------------|-----------------|----------------|--------------------------------|
|                                    | A               | B              | C                              |
| 評価1<br>乳児家庭全戸訪問事業<br>(こんにちは赤ちゃん事業) | CG              | CF             | CG                             |
|                                    | CH              | CI             | CH                             |
|                                    | CK              | CL             | CK                             |
|                                    | CM              |                | CM                             |
|                                    | FN              | FO             | FN                             |
|                                    | FP              |                | FP                             |
|                                    | FR              |                | FR                             |
| 評価2<br>ファミリー・サポート・センター事業           | GN              | GO             | GN                             |
|                                    | GP              |                | GP                             |
|                                    | GR              |                | GR                             |
|                                    | GS              |                | GS                             |
|                                    | GT              | GU             | GT                             |
| 評価3<br>子育て短期支援事業                   | DW              | CX             | DW                             |
|                                    | CZ              | DA             | CZ                             |
|                                    | DB              |                | DB                             |
|                                    | DC              | DD             | DC                             |
| 評価4<br>延長保育促進事業                    | DE              | DE             | DE                             |
|                                    | DF              | DG             | DF                             |
|                                    | DH              | DJ             | DH                             |
|                                    | DI              |                | DI                             |
|                                    | DL              | DM             | DL                             |
|                                    | DN              |                | DN                             |
|                                    | DO              | DP             | DO                             |
|                                    | DQ              |                | DQ                             |
|                                    | DR              | DS             | DR                             |
|                                    | DT              |                | DT                             |
| DU                                 | DV              | DU             |                                |
| 評価5<br>子育て短期支援事業                   | DY              | DY             | DY                             |
|                                    | EA              | EB             | EA                             |
|                                    | EC              |                | EC                             |
|                                    | ED              | EE             | ED                             |
| 合計                                 |                 |                |                                |

\*ED欄の金額は予算書(抄本)の交付金経費部分の合計額と一致しているはずです。必ず確認してください。

平成22年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

| 事業名                                | 交付対象事業の<br>経事業費 | 寄付金その他の<br>収入額 | 交付対象事業の<br>支出予定総額<br>(差引額 A-B) |
|------------------------------------|-----------------|----------------|--------------------------------|
|                                    | A               | B              | C                              |
| 評価1<br>乳児家庭全戸訪問事業<br>(こんにちは赤ちゃん事業) | DJ              | DJ             | EA                             |
|                                    | EB              | EC             | EB                             |
|                                    | EE              | EF             | EE                             |
|                                    | EG              |                | EG                             |
|                                    | EH              | EH             | EH                             |
|                                    | EB              |                | EB                             |
|                                    | EG              |                | EG                             |
|                                    | EM              | EN             | EM                             |
|                                    | EP              |                | EP                             |
|                                    | EQ              |                | EQ                             |
| 評価2<br>子育て短期支援事業                   | ER              | ER             | ER                             |
|                                    | ES              |                | ES                             |
|                                    | ET              |                | ET                             |
|                                    | EU              |                | EU                             |
|                                    | EV              | EV             | EV                             |
| 評価3<br>子育て短期支援事業                   | EW              |                | EW                             |
|                                    | EX              |                | EX                             |
|                                    | EY              |                | EY                             |
|                                    | EZ              | EA             | EZ                             |
| 評価4<br>子育て短期支援事業                   | FB              | FB             | FB                             |
|                                    | FC              |                | FC                             |
|                                    | FD              |                | FD                             |
|                                    | FE              | FE             | FE                             |
|                                    | FF              |                | FF                             |
|                                    | FG              |                | FG                             |
|                                    | FH              | FI             | FH                             |
|                                    | FJ              |                | FJ                             |
|                                    | FK              | FL             | FK                             |
|                                    | FM              |                | FM                             |
| FN                                 | FO              | FN             |                                |
| 評価5<br>子育て短期支援事業                   | FP              | FR             | FP                             |
|                                    | FS              |                | FS                             |
|                                    | FT              | FT             | FT                             |
|                                    | FU              |                | FU                             |
|                                    | FV              |                | FV                             |
|                                    | FW              | FX             | FW                             |
|                                    | FY              |                | FY                             |
| 合計                                 |                 |                |                                |

\*GD欄の金額は予算書(抄本)の交付金経費部分の合計額と一致しているはずです。必ず確認してください。

## 平成21年度

●平成20年度の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

| 平成20年度交付申請時<br>総合ポイント | 平成20年度実績ベース<br>総合ポイント | 平成20年度交付決定額<br>(単位:円) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| E1                    | E1                    | E2                    |
| ①                     | ②                     | ③                     |

※必須入力

- ①及び②欄の総合ポイントは(評価1)～(評価3)までの合計のポイントを記入してください。  
平成20年度の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ③欄は平成21年3月10日付厚生労働省発注第0310003号交付決定通知書の交付額を記入してください。
- 平成20年度に交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

●最後に平成21年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

| 平成21年度事前協議時<br>総合ポイント | 平成21年度内示額<br>(単位:円) | 平成21年度交付申請額<br>(単位:円) |
|-----------------------|---------------------|-----------------------|
| E1                    | E1                  | E1                    |
| ④                     | ⑤                   | ⑥                     |

※必須入力

- ④欄は平成21年度事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。  
平成21年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ⑤欄は内示額に記載されている金額を記入してください。
- ⑥欄は平成21年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

|   |    |    |
|---|----|----|
| 1 F欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。             | EN | OK |
| 2 G欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。             | EO | OK |
| 3 F欄に入力されているか。  | EP | OK |
| 4 H欄に入力されているか。  | EQ | OK |
| 5 F欄に入力ありの場合、Q欄、R欄及びU欄にも1倍以上の件数が入力されているか。                     | ER | OK |
| 6 Q欄に1欄目、会員登録に対して1人以上の欄のみ入力する。実質的な場合は空欄になる。                   | ES | OK |
| 7 V欄、W欄は支店が設置されている場合1人以上の欄のみ入力する。支店が設置されていない場合は空欄になる。         | ET | OK |
| 8 AT欄が「0」以外の場合、AS欄に入力があるか。                                    | EU | OK |
| 9 AU欄はAS欄に入力されているか。   | EV | OK |
| 10 BE欄、BF欄、BG欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、BH欄、BI欄のどちらか又は両方に記載があるか。 | EW | OK |
| 11 BE欄、BF欄、BG欄は「1」が空欄のみ                                       | EX | OK |
| 12 BE欄、BF欄、BG欄のいずれか1つの欄のみ入力する。                                | EY | OK |
| 13 BY欄、BZ欄のいずれか1つの欄のみ入力する。                                    | EZ | OK |
| 14 BX欄が「0」かつBY欄が「0」の場合、CG欄は必ず「0.00」になっている。                    | FA | OK |
| 15 a-c欄に「0」が入力されているか。かつ、CG欄は必ず「0.00」になっている。                   | FB | OK |
| 16 J欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                 | FC | OK |
| 17 K欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                 | FD | OK |
| 18 A欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                 | FE | OK |
| 19 AD欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | FF | OK |
| 20 BA欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | FG | OK |
| 21 BC欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | FH | OK |
| 22 BE欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | FI | OK |
| 23 BG又はBH欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                            | FJ | OK |
| 24 BK又はBL欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                            | FK | OK |
| 25 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FL | OK |
| 26 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FM | OK |
| 27 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FN | OK |
| 28 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FO | OK |
| 29 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FP | OK |
| 30 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FQ | OK |
| 31 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FR | OK |
| 32 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FS | OK |
| 33 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | FT | OK |

※30は入力欄が「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変更されます。

## 平成22年度

●平成21年度の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

| 平成21年度交付申請時<br>総合ポイント | 平成21年度実績ベース<br>総合ポイント | 平成21年度交付決定額<br>(単位:円) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| G1                    | G1                    | G2                    |
| ⑦                     | ⑧                     | ⑨                     |

※必須入力

- ⑦及び⑧欄の総合ポイントは(評価1)～(評価3)までの合計のポイントを記入してください。  
平成21年度の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ⑨欄は平成21年度の交付決定通知書の交付額を記入してください。
- 平成21年度に交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

●最後に平成22年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

| 平成22年度事前協議時<br>総合ポイント | 平成22年度内示額<br>(単位:円) | 平成22年度交付申請額<br>(単位:円) |
|-----------------------|---------------------|-----------------------|
| H1                    | H1                  | H1                    |
| ⑩                     | ⑪                   | ⑫                     |

※必須入力

- ⑩欄は平成22年度事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。  
平成22年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ⑪欄は内示額に記載されている金額を記入してください。
- ⑫欄は平成22年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

|   |    |    |
|---|----|----|
| 1 F欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。             | GO | OK |
| 2 G欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。             | GP | OK |
| 3 F欄に入力されているか。  | GQ | OK |
| 4 H欄に入力されているか。  | GR | OK |
| 5 F欄に入力ありの場合、Q欄、R欄及びU欄にも1倍以上の件数が入力されているか。                     | GS | OK |
| 6 Q欄に1欄目、会員登録に対して1人以上の欄のみ入力する。実質的な場合は空欄になる。                   | GT | OK |
| 7 V欄、W欄は支店が設置されている場合1人以上の欄のみ入力する。支店が設置されていない場合は空欄になる。         | GU | OK |
| 8 AS欄、AT欄、AU欄、AW欄、AZ欄、BA欄、BB欄、BC欄に入力されているか。                   | GV | OK |
| 9 BE欄はBI欄に入力されているか。   | GW | OK |
| 10 BH欄はBI欄に入力されているか。  | OY | OK |
| 11 CG欄、CH欄、DH欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、CI欄、CJ欄のどちらか又は両方に記載があるか。 | OY | OK |
| 12 CG欄、CH欄、DH欄は「1」が空欄のみ                                       | OZ | OK |
| 13 DH欄、CI欄、DK欄のいずれか1つの欄のみ入力する。                                | HA | OK |
| 14 a-c欄に「0」が入力されているか。かつ、CG欄は必ず「0.00」になっている。                   | HD | OK |
| 15 J欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                 | HE | OK |
| 16 K欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                 | HF | OK |
| 17 A欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                 | HG | OK |
| 18 AD欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | HH | OK |
| 19 BA欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | HI | OK |
| 20 BC欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | HJ | OK |
| 21 BE欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                                | HK | OK |
| 22 BG又はBH欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                            | HL | OK |
| 23 BK又はBL欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。                            | HM | OK |
| 24 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HN | OK |
| 25 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 26 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HP | OK |
| 27 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HQ | OK |
| 28 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 29 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 30 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 31 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 32 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 33 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 34 26欄か27欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。                           | HO | OK |
| 35 必須入力欄のCG、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK欄が全て入力されているか。              | HO | OK |
| 36 必須入力欄のCG、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK欄が全て入力されているか。              | HO | OK |
| 37 必須入力欄のCG、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK欄が全て入力されているか。              | HO | OK |
| 38 必須入力欄のCG、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK欄が全て入力されているか。              | HO | OK |
| 39 必須入力欄のCG、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK欄が全て入力されているか。              | HO | OK |
| 40 必須入力欄のCG、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK欄が全て入力されているか。              | HO | OK |

※35は入力欄が「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変更されます。

平成21年度

平成22年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

| 市町村名                             | 事業開始年月日<br>平成 年 月 日 | 実施方法(運営・委託の別)     |          |                             |        |     |     |
|----------------------------------|---------------------|-------------------|----------|-----------------------------|--------|-----|-----|
|                                  |                     | 運営・委託             |          | 責任の割合(委任先)                  |        |     |     |
| 乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度計画) |                     | 訪問者実人数            |          |                             |        |     |     |
| 家庭訪問対象全家庭数(a)                    |                     | 保健師<br>助産師<br>看護師 | 保育士      | 母子保健推進員<br>育児職員<br>民生(児童)委員 | 子育て相談者 | その他 | 合計  |
| 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)            |                     |                   |          |                             |        |     |     |
| うち、新生児訪問指導等と同時実施(再掲)(c)          |                     | (人)               | (人)      | (人)                         | (人)    | (人) | (人) |
| (特)                              | (b/a)(%)            | (特)               | (c/a)(%) |                             |        |     | 0   |
|                                  | #DIV/0!             |                   | #DIV/0!  |                             |        |     |     |

以下の(1)～(3)について、該当する太枠内に○を記入

|                         |                    |   |
|-------------------------|--------------------|---|
| (1)研修<br>実施有り           | (2)ケース対応会議<br>実施有り | (3)養育支援訪問事業のうち、育児・家事相談と専門的相談支援をいずれも実施<br>実施有り |
| ※研修を実施しない場合は本事業の対象外とする。 | 実施無し               | 実施無し  |

(注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生見込などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2) 養育支援訪問事業

| 市町村名<br>[委託の場合は委託先] | 訪問実家庭数      |             |  |      | 訪問延件数       |             |  |     |
|---------------------|-------------|-------------|--|------|-------------|-------------|--|-----|
|                     | 育児・家事<br>援助 | 専門的<br>相談支援 | 分娩に関わった産<br>科医療機関の助産<br>師等が行った訪問支<br>援 | 合計   | 育児・家事<br>援助 | 専門的<br>相談支援 | 分娩に関わった産<br>科医療機関の助産<br>師等が行った訪問支<br>援 | 合計  |
|                     | A<br>(か所)   | B<br>(か所)   | C<br>(か所)                              | (か所) | D<br>(件)    | E<br>(件)    | F<br>(件)                               | (件) |
| [ ]                 |             |             |  | 0    |             |             |  | 0   |

| 訪問支援者実人数        |         |                  |                                    |                 | 以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を記入 |      |
|-----------------|---------|------------------|------------------------------------|-----------------|---------------------------|------|
| 育児・家事<br>援助     | 専門的相談支援 |                  | 分娩に関わった産科医<br>療機関の助産師等が行<br>った訪問支援 | 合計              | (1)中核機関                   | 指定有り |
| ヘルパー、子育て<br>08等 | 保育士等    | 保健師、助産<br>師、看護師等 | 理学療法士、心<br>理療法士等                   | 産科医療機関の助<br>産師等 | (A)                       | 実施有り |
| (A)             | (A)     | (A)              | (A)                                | (A)             | (A)                       |      |
|                 |         |                  |                                    | 0               |                           |      |

※中核機関を定めず、及び、研修を実施しない場合は  
本事業の対象とならない。

- ①(1) A～Dについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した様子の詳細により、一子子育て支援サービスを紹介することで対応できず判断された様、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
- ②(2) D～Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。
- ③(3) G～Kについては、訪問支援を実施する人数を総数として計上すること。
- ④(4) Hについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行った訪問支援を計上すること。
- ⑤(5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問支援者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことである。

(略)

平成21年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業  
○ファミリー・サポート・センターの概要

| 1. 運営方法              |          | 2. センター開設時間<br>(本部) | 3. 支部数 | 4. 職員配置 |         | 5. 会員数(本年度末) |         |         |                   |
|----------------------|----------|---------------------|--------|---------|---------|--------------|---------|---------|-------------------|
| (1) 基本事業<br>(運営・援助)  | 運営・委託・補助 |                     |        | (1) 役員数 | (2) 職員数 | (1) 役員数      | (2) 職員数 | (3) 両方数 | 合計<br>(1)+(2)+(3) |
| (1) 基本事業<br>(運営・援助)  | 運営・委託・補助 | ( 時間 )              | ( 箇所 ) | ( )     | ( )     | ( )          | ( )     | ( )     | ( )               |
| (2) モデル事業<br>(運営・援助) | 運営・委託・補助 | : ~ :               |        |         |         |              |         |         | 0                 |

○事業内容(該当する欄に○を記入)

| 1. 基本事業                           | 2. 病児・緊急対応強化モデル事業                     |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| センター業務                            |                                       |
| (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務            | (1) 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催       |
| (2) 相互援助活動の調整等                    | (2) 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定) |
| (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催 | (3) 依頼の受付・調整体制の強化                     |
|                                   | 【依頼受付時間( 時間 ) : ~ : ] * 1             |
|                                   | (4) 近隣市町村会員の受け入れ                      |
| 活動内容                              |                                       |
| (1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり      | (1) 病児・病後児の預かり ○利用件数(見込) 件            |
| (2) 保育施設までの送迎                     | (2) 宿泊を伴う預かり                          |
| (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり           | (3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)             |
| (4) 学校の放課後の子どもの預かり                | (4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎     |
| (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり     |                                       |
| (6) 買い物等外出の際の子どもの預かり              |                                       |
| (7) 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) * 2         |                                       |

| 3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援 |                                  |
|--|----------------------------------|
| (1) 援助を行いたい会員を優先して調整                             | (3) ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成 |
| (2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応                      |                                  |

(注) 1. 基本事業とモデル事業の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業とモデル事業の合計数を記載すること。  
2. モデル事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。  
3. \* 1 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間率を記入すること。  
4. \* 2 援助を行いたい会員と援助を受けたい会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成22年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業  
○ファミリー・サポート・センターの概要

| 1. 運営方法              |          | 2. センター開設時間<br>(本部) | 3. 支部数 | 4. 職員配置 |         | 5. 会員数(本年度末) |         |         |
|----------------------|----------|---------------------|--------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| (1) 基本事業<br>(運営・援助)  | 運営・委託・補助 |                     |        | (1) 役員数 | (2) 職員数 | (1) 役員数      | (2) 職員数 | (3) 両方数 |
| (1) 基本事業<br>(運営・援助)  | 運営・委託・補助 | ( 時間 )              | ( 箇所 ) | ( )     | ( )     | ( )          | ( )     | ( )     |
| (2) モデル事業<br>(運営・援助) | 運営・委託・補助 | : ~ :               |        |         |         |              |         | 0       |

○事業内容(該当する欄に○を記入)

| 1. 基本事業                           | 2. 病児・緊急対応強化事業                        |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| センター業務                            |                                       |
| (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務            | (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務                |
| (2) 相互援助活動の調整等                    | (2) 相互援助活動の調整等                        |
| (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催 | (3) 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催       |
|                                   | (4) 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定) |
|                                   | (5) 近隣市町村会員の受け入れ                      |
|                                   | (6) 初年度体制整備 * 1                       |
| 活動内容                              |                                       |
| (1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり      | (1) 病児・病後児の預かり ○利用件数(見込) 件            |
| (2) 保育施設までの送迎                     | (2) 宿泊を伴う預かり                          |
| (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり           | (3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)             |
| (4) 学校の放課後の子どもの預かり                | (4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎     |
| (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり     |                                       |
| (6) 買い物等外出の際の子どもの預かり              |                                       |
| (7) 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) * 2         |                                       |

| 3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援 |                                  |
|--|----------------------------------|
| (1) 援助を行いたい会員を優先して調整                             | (3) ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成 |
| (2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応                      |                                  |

(注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業(以下「病児事業」という)の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。  
2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。  
3. \* 1 今年度から病児・緊急対応強化事業を実施する場合。  
4. \* 2 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。



平成21年度

平成22年度

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者  
高橋 亮

ア 産婦人科生活援助(ショートステイ)事業

| 施設種別 | 施設名<br>(委託先) | 所在地 | 利用予定児童数(人日) |       |          | 備 考   |
|------|--------------|-----|-------------|-------|----------|---|
|      |              |     | 2歳未満児       | 2歳以上児 | 3歳～5歳未満児 |   |
| 1    |              |     |             |       |          | 保育士・児童等の<br>登録人数<br>人<br>児童等の実務内訳<br>保育士 人<br>児童 人<br>その他 人 |
| 2    |              |     |             |       |          |   |
| 3    |              |     |             |       |          |   |
| 4    |              |     |             |       |          |   |
| 5    |              |     |             |       |          |   |
| 6    |              |     |             |       |          |   |
| 7    |              |     |             |       |          |   |
| 8    |              |     |             |       |          |   |

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
- (注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4) 児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

イ 認知機能等(ワイルドステイ)事業

| 施設種別 | 施設名<br>(委託先) | 所在地 | 利用予定児童数(人日)  |              |       | 児童の状況の把握 | 備 考   |
|------|--------------|-----|--------------|--------------|-------|----------|---|
|      |              |     | 認知機能等<br>要否別 | 認知機能等<br>要否別 | 非日間あり |          |   |
| 1    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    | 保育士・児童等の<br>登録人数<br>人<br>児童等の実務内訳<br>保育士 人<br>児童 人<br>その他 人 |
| 2    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    |   |
| 3    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    |   |
| 4    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    |   |
| 5    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    |   |
| 6    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    |   |
| 7    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    |   |
| 8    |              |     |              |              |       | 有 ・ 無    |   |

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
- (注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4) 児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(5) 延長保育促進事業

| 設置主体 | 実施場所 | 年間<br>事業月数 | 開所時間<br>(11時間) | 延長を含む<br>開所時間(11時間) | 延長時間<br>(開所基準に基づ) | 平均対象児童数 | 職員の配置        |        |
|------|------|------------|----------------|---------------------|-------------------|---------|--------------|--------|
|      |      |            |                |                     |                   |         | 延長保育<br>推進事業 | 延長保育事業 |
| A    | B    | C          | D              | E                   | F                 | G       | H            | I      |
| 1 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )          | 時<br>分            | 人       | 人            | 人      |
| 2 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )          | 時<br>分            | 人       | 人            | 人      |
| 3 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )          | 時<br>分            | 人       | 人            | 人      |
| 4 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )          | 時<br>分            | 人       | 人            | 人      |
| 5 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )          | 時<br>分            | 人       | 人            | 人      |
| 合計   |      |            |                |                     |                   |         |              |        |

<合計表>

| 実施の所数                           | 事業数   |
|---------------------------------|---|
| ( )                             | 20分延長 事業<br>1時間延長 事業<br>30分延長 事業<br>1時間延長 事業<br>2時間以上の延長 事業 |
| うち延長保育推進事業<br>(基本分)実施の所数<br>( ) | 20分延長 事業<br>1時間延長 事業<br>2時間以上の延長 事業                         |
| 合計 0                            | 合計 0  |

※(参考) 事業の種類・延長時間の区分と評価の考え方  
 延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の給所、給所に保育士を配置  
 延長保育事業(加算分)・・・11時間の開所時間の給所に、30分以上の延長保育を実施

【例】「数」それぞれ1事業とカウントする。  
 30分延長 30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上  
 1時間延長 1時間以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上  
 2時間以上の延長 延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が9人以上  
 (例1) 「実延長が1時間で平均対象児童数が8人」の場合→30分延長  
 (例2) 「実延長が2時間で平均対象児童数が8人」という場合  
 →1時間の要件を満たすが、又は30分に該当

<記入上の注意>

1. 開所は、延長保育時間を含め、基本開所時間を24時間単位で記入すること。
2. 開所は、延長保育時間を含め、給所開所時間を24時間単位で記入すること。
3. 事業は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の(5)の7に基づき延長時間を記入すること。
4. 開所は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の(5)の7に基づき平均対象児童数を記入すること。
5. 開所は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の(5)の7を要した開所のみ、その要件である最低基準及びその他の開所の配置基準に規定する保育士のみに加算した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
6. 開所は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の(5)の7の4に規定された保育士数を記入すること。(必ず2人以上)
7. 開所は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の(5)の7に基づき延長保育事業を実施した開所数を記入すること。
8. 開所は、それぞれの延長時間ごとに、前記の数の数を記入すること。

(削除)

平成21年度

平成22年度

(5) 地域子育て支援拠点事業

〇〇ろば型

| 名称 | 実施場所 | 運営・委託<br>形態の別 | 年間事業月数<br>(月) | 開館日数<br>(日あたり) | 開館時間<br>(1日あたり) | 責任人員<br>の配置<br>(人) | 総経費状況<br>にかから取組<br>内容 | 地域の子育て力を<br>高める取組内容 |               |                | 出張ひろば実施の有無      |             |                |                 |  |
|----|------|---------------|---------------|----------------|-----------------|--------------------|-----------------------|---------------------|---------------|----------------|-----------------|-------------|----------------|-----------------|--|
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       | 実施月数<br>(月)         | 本町事業月数<br>(月) | 開館日数<br>(日あたり) | 開館時間<br>(1日あたり) | 出張月数<br>(月) | 開館日数<br>(日あたり) | 開館時間<br>(1日あたり) |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |
|    |      |               |               |                |                 |                    |                       |                     |               |                |                 |             |                |                 |  |

- (注1)「実施場所」欄には、公民館、公民館、学校の各種教室等に記載すること。
- (注2)「開館時間」欄には、開館日によって開館時間が違う場合、補助基準を調子最悪の時間数も記入すること。
- (注3)「総経費状況にかから取組内容」欄には、平成20年11月28日現在(第12800号通知)次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び算出基準について10(5)②の17～110のうち該当する記号も記入すること。
- (注4)「地域の子育て力を高める取組内容」欄には、平成20年11月28日現在(第12800号通知)次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び算出基準について10(5)②の17～110のうち該当する記号すべても記入すること。

〇ピタ型

| 名称 | 実施場所 | 運営・委託<br>形態の別 | 年間事業月数<br>(月) | 開館日数<br>(日あたり) | 開館時間<br>(1日あたり) | 責任人員<br>の配置<br>(人) |
|----|------|---------------|---------------|----------------|-----------------|--------------------|
|    |      |               |               |                |                 |                    |
|    |      |               |               |                |                 |                    |
|    |      |               |               |                |                 |                    |
|    |      |               |               |                |                 |                    |

- (注1)「実施場所」欄には、保育所、児童館等に記載すること。
- (注2)「開館時間」欄には、開館日によって開館時間が違う場合、補助基準を調子最悪の時間数も記入すること。

平成21年度

平成22年度

(5) 地域子育て支援拠点事業〔続き〕

㊟セクター型・経過措置(小規模型指定施設)

| 名称 | 実施場所 | 運営・委託・補助の別 | 年間事業月数<br>(月) | 開設日数<br>(週あたり)<br>(日) | 開設時間<br>(1日あたり)<br>(時間) | 専任職員の<br>配置<br>(人) | 事業内容 | 保健指針<br>(経過措置実施)の<br>有無 |
|----|------|------------|---------------|-----------------------|-------------------------|--------------------|------|-------------------------|
|    |      |            |               |                       |                         |                    |      |                         |
|    |      |            |               |                       |                         |                    |      |                         |
|    |      |            |               |                       |                         |                    |      |                         |

〔注1〕「実施場所」欄には、保育所、児童館等に記載すること。

〔注2〕「開設年月日」は平成19年3月31日以前であることを確認すること(平成19年4月1日以降の新設開設は認めない)。

〔注3〕「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を定めた最長の時間を記入すること。

〔注4〕「事業内容」欄には、平成20年0月0日児童館の第0号通知(次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準)について110(5)㊟(イ)の(4)～(6)のうち該当する記号を記入すること。

〔注5〕「保健指針(経過措置実施)の有無」欄には、平成20年0月0日児童館の第0号通知(次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準)について110(5)㊟(ウ)に基き保健指針業務の経過措置実施の有無を記入すること。

㊟児童館型

| 名称 | 実施場所 | 委託・補助の別 | 年間事業月数<br>(月) | 開設日数<br>(週あたり)<br>(日) | 開設時間<br>(1日あたり)<br>(時間) | 専任職員の<br>配置<br>(人) | 地域の子育て力を高める取組の実施の有無 |
|----|------|---------|---------------|-----------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
|    | 児童館  |         |               |                       |                         |                    |                     |
|    | 児童館  |         |               |                       |                         |                    |                     |
|    | 児童館  |         |               |                       |                         |                    |                     |

〔注2〕「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を定めた最長の時間を記入すること。

平成21年度

平成22年度

(6)一時預かり事業

①保育所型

| 名称 | 実施場所 | 運営主体<br>(公又は私) | 年間延利用児童数 | 開所日数<br>(年間) | 開設時間<br>(1日あたり) |    |
|----|------|----------------|----------|--------------|-----------------|----|
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    | 保育所  | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
| 合計 | か所   | 公 私            | か所<br>か所 | 人            | 日               | 時間 |

②地域型

| 名称 | 実施場所 | 運営主体<br>(公又は私) | 年間延利用児童数 | 開所日数<br>(年間) | 開設時間<br>(1日あたり) |    |
|----|------|----------------|----------|--------------|-----------------|----|
|    |      | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    |      | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    |      | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
|    |      | 公私             | 人        | 日            | 時間              |    |
| 合計 | か所   | 公 私            | か所<br>か所 | 人            | 日               | 時間 |

(注)「実施場所」欄には、公民館、駅ビル、地域子育て支援拠点等を記載すること。

③地域型Ⅱ型

| 名称 | 実施場所 | 運営主体<br>(公又は私) | 年間延利用児童数 | 開所日数 | 開設時間<br>(時間数) |    |
|----|------|----------------|----------|------|---------------|----|
|    |      | 公私             | 人        | 日    | 時間            |    |
|    |      | 公私             | 人        | 日    | 時間            |    |
|    |      | 公私             | 人        | 日    | 時間            |    |
| 合計 | か所   | 公 私            | か所<br>か所 | 人    | 日             | 時間 |

(注)「実施場所」欄には、公民館、駅ビル、地域子育て支援拠点等を記載すること。

平成21年度

平成22年度

2. その他の事業

(1)へき地保育

| 保育所名<br>〔委託先〕 | 年間<br>事業月数 | 定員 | 設置<br>場所 | 1日あたり<br>平均入所児童数 |            |            | 職員数      |          |                 | 備考 |
|---------------|------------|----|----------|------------------|------------|------------|----------|----------|-----------------|----|
|               |            |    |          | 平成<br>19年度       | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 | 保育士<br>A | その他<br>B | 計<br>(A+B)<br>C |    |
| 1<br>〔委託先〕    | 月          | 人  |          | 人                | 人          | 人          | 人        | 人        | 0               |    |
| 2<br>〔委託先〕    |            |    |          |                  |            |            |          |          | 0               |    |
| 3<br>〔委託先〕    |            |    |          |                  |            |            |          |          | 0               |    |
| 4<br>〔委託先〕    |            |    |          |                  |            |            |          |          | 0               |    |
| 5<br>〔委託先〕    |            |    |          |                  |            |            |          |          | 0               |    |
| 合計 ( )か所      |            |    |          | 0                | 0          | 0          | 0        | 0        | 0               |    |

(略)

<記入上の注意>

1. 「委託先」欄は、100名以上の委託先児童数に満たない委託先児童数も併記すること。
2. 「設置場所」欄は、平成20年11月26日現在(昭和11200号厚生労働省官報掲載)の児童福祉施設(児童養護施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、児童相談所)に該当する児童を記載すること。
3. 1日あたり平均入所児童数欄は、平成19年から平成21年の3年間の平均値を記載すること。
4. 「職員数」欄は、Aが1人以上、Cが5人以上になっているか確認すること。

平成21年度

平成22年度

(2) 家庭支援推進保育事業

|    | 設置主体<br>〔公又は私〕 | 保育所名<br>〔委託又は補助先〕 | 対象児童<br>入所率 | 加配<br>保育士数 | 年間<br>事業月数 | 備考 |
|----|----------------|-------------------|-------------|------------|------------|----|
| 1  | 公・私            | 委託: 補助[ ]         | %           | 人          | 月          |    |
| 2  | 公・私            | 委託: 補助[ ]         |             |            |            |    |
| 3  | 公・私            | 委託: 補助[ ]         |             |            |            |    |
| 4  | 公・私            | 委託: 補助[ ]         |             |            |            |    |
| 5  | 公・私            | 委託: 補助[ ]         |             |            |            |    |
| 6  | 公・私            | 委託: 補助[ ]         |             |            |            |    |
| 合計 | 公<br>私         |                   |             | 0          | 0          |    |

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記録のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所別に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。（必ず40%以上）
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。（必ず1人以上）

(略)

平成21年度

平成22年度

(3) 次世代育成支援人材養成事業

都道府県名: \_\_\_\_\_  
市町村名: \_\_\_\_\_

① コーディネーター養成研修

| 実施の有無<br>※実施する場合○をつける | 実施時期      | 研修時間数(時間) | 養成人数(人) | 配置先 |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|-----|
|                       | 月 日 ~ 月 日 |           |         |     |

(略)

② スタッフ養成研修

| 実施の有無<br>※実施する場合○をつける | 実施時期      | 研修時間数(時間) | 養成人数(人) | 配置先 |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|-----|
|                       | 月 日 ~ 月 日 |           |         |     |



平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

① 要保護児童対策地域協議会の職員配置状況

平成21年4月1日現在

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
|                 |      | 0  |

平成22年3月31日予定

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
|                 |      | 0  |

② 基本事業

|   | A     | B       | C              |
|---|-------|---------|----------------|
|   | 実施の有無 | 研修人数(人) | 研修の名称、実施機関     |
| 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満していない場合) |       |         | (名称)<br>(実施機関) |
| 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満している場合)     |       |         | (名称)<br>(実施機関) |

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

|                          | A     | B    |
|--------------------------|-------|------|
|                          | 実施の有無 | 取組内容 |
| ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 |       |      |
| イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 |       |      |
| ウ 地域住民への周知を図る取組          |       |      |

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。  
 (注2) 基本事業(②)は、調査機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。  
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成22年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

① 要保護児童対策地域協議会の職員配置状況

平成22年4月1日現在

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
|                 |      |    |

平成23年3月31日予定

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
|                 |      |    |

② 基本事業

|   | A     | B       | C              |
|---|-------|---------|----------------|
|   | 実施の有無 | 研修人数(人) | 研修の名称、実施機関     |
| ア 調査機関職員の専門性強化  |       |         | (名称)<br>(実施機関) |
| (7) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満していない場合) |       |         | (名称)<br>(実施機関) |
| (4) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満している場合)     |       |         | (名称)<br>(実施機関) |
| イ 地域ネットワーク構成員の連携強化  | A     | B       | 取組内容           |

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

|                          | A     | B    |
|--------------------------|-------|------|
|                          | 実施の有無 | 取組内容 |
| ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 |       |      |
| イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 |       |      |
| ウ 地域住民への周知を図る取組          |       |      |

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。  
 (注2) 基本事業(②)は、調査機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。  
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成21年度

平成22年度

(5) 子育て支援ネットワーク事業

①情報配信領域

| 配信する情報の内容 | 連携・協力機関等 |
|-----------|----------|
|           |          |
|           |          |
|           |          |
|           |          |

②情報共有領域

| 共有する情報の内容 | 連携・協力機関等 |
|-----------|----------|
|           |          |
|           |          |
|           |          |
|           |          |

③個人情報領域

| 名称 | 連携・協力機関等 |
|----|----------|
|    |          |
|    |          |
|    |          |
|    |          |

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等を記載すること。

平成21年度

平成22年度

(6) 子どもの事故予防強化事業

都道府県名: \_\_\_\_\_  
 市町村名: \_\_\_\_\_

①基本分(事業実施担当者の配置等)

| 配置する事業実施担当者※1 | 取組内容※2 |
|---------------|--------|
|               |        |

※1 「母子保健推進員」、「養育班員」など記載  
 ※2 単にパンフレット等を配布するだけの取組については評価の対象としない。説明する場所(1歳6ヶ月健診の会場など)、回数や人数なども記載する。

②加算分(事故予防検討会の開催)※3

| 検討会の構成員※4 | 検討内容※5 |
|-----------|--------|
|           |        |

※3 ①のみを実施する場合は評価の対象としない。  
 ※4 「母子保健推進員」、「養育班員」、「医師」、「保健師」、「保育士」などを記載  
 ※5 検討内容の他、検討回数なども記載

平成21年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

※ (1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務部の「研鑽る地方広域プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

※ 事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にはマーカーを引き、さらに(1)～(7)のどの取組に該当するのかわかるよう、番号もあわせて記載してください。

| A欄 | B欄   |
|----|--|
|    | (1) 安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供 |
|    | (2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進                    |
|    | (3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営              |
|    | (4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応                            |
|    | (5) 食育の推進  |
|    | (6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進                          |
|    | (7) 思春期保健対策等の推進                                    |

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※ 交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※ 欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

|   |       |
|---|-------|
| ① | 【事業名】 |
| ② | 【事業名】 |

平成22年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

※ (1)～(8)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務部の「研鑽る地方広域プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

※ 事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にはマーカーを引き、さらに(1)～(8)のどの取組に該当するのかわかるよう、番号もあわせて記載してください。

| A欄 | B欄   |
|----|--|
|    | (1) 安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供 |
|    | (2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進                    |
|    | (3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営              |
|    | (4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応                            |
|    | (5) 食育の推進  |
|    | (6) 思春期保健対策等の推進                                    |
|    | (7) 中・高校生の居場所づくりの推進                                |
|    | (8) 巡回児童館活動等の推進                                    |

以下は、上記(1)～(8)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※ 交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※ 欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

|   |       |
|---|-------|
| ① | 【事業名】 |
| ② | 【事業名】 |

平成21年度

平成22年度

別紙様式第2

平成 年度 次世代育成支援対策交付金調書

都道府県名 \_\_\_\_\_

市区町村 \_\_\_\_\_

| 国 | 地方公共団体     |    |      |      |    |      |                |      | 備考 |                |
|---|------------|----|------|------|----|------|----------------|------|----|----------------|
|   | 歳入         |    |      |      | 歳出 |      |                |      |    |                |
|   | 交付決定<br>の額 | 科目 | 予算現額 | 収入済額 | 科目 | 予算現額 | うち国庫補助<br>金相当額 | 支出済額 |    | うち国庫補助<br>金相当額 |
|   | 円          |    | 円    | 円    |    | 円    | 円              | 円    | 円  |                |

(略)

注)

1. 予算現額(は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、歳入補正額の区分を明らかに記載すること。
2. 「備考」は、参考となるべき事項を記載すること。

平成21年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書

普通府県名  
市区町村名

| 区 分                                   | 交付対象事業の<br>総事業費 | 寄付金<br>その他の<br>収入額 | 交付対象事業の<br>支出総額<br>(差引額A-B) | 国庫補助<br>基本額 | 厚生労働大臣が<br>認めた額 | 国庫補助<br>所要額 | 交付決定額 | 国庫補助<br>受入減額 | 差引額△不足額<br>(F-H) |
|---------------------------------------|-----------------|--------------------|-----------------------------|-------------|-----------------|-------------|-------|--------------|------------------|
|                                       | A               | B                  | C                           | D           | E               | F           | G     | H            | I                |
| 〔特定事業〕                                | 円               | 円                  | 円                           | 円           | 円               | 円           | 円     | 円            | 円                |
| 乳児家庭全戸訪問事業                            | a               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 養育支援施設事業                              | b               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| ファミリーサポートセンター事業                       | c               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 子育て短期支援事業                             | d               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 延長保育促進事業                              | e               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 〔その他の事業〕                              |                 |                    |                             |             |                 |             |       |              |                  |
| へき地保育の推進                              | f               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 家庭支援推進保育の推進                           | g               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 次世代育成支援人材養成事業                         | h               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 子どもを守る地域ネットワーク構築強化事業                  | i               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行ったものの取組 | j               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 合 計                                   | k               | 0                  | 0                           | 0           | 0               | 0           | 0     | 0            | 0                |

(注) 1. グリーン色に色づけしてあるセルに金額を記入する。その他のセルは自動計算される。

- 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
- D欄は、C欄に2分の1を乗じて得た額(千円未満は切捨て)が自動入力される。
- E欄はF欄を記入すること。
- F欄は、D欄の額とB欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。(千円未満は切捨て)
- G欄は、交付決定通知書の額を記入すること。
- H欄は、実際に受け入れた額を記入すること。

平成22年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書

普通府県名  
市区町村名

| 区 分                                   | 交付対象事業の<br>総事業費 | 寄付金<br>その他の<br>収入額 | 交付対象事業の<br>支出総額<br>(差引額A-B) | 国庫補助<br>基本額 | 厚生労働大臣が<br>認めた額 | 国庫補助<br>所要額 | 交付決定額 | 国庫補助<br>受入減額 | 差引額△不足額<br>(F-H) |
|---------------------------------------|-----------------|--------------------|-----------------------------|-------------|-----------------|-------------|-------|--------------|------------------|
|                                       | A               | B                  | C                           | D           | E               | F           | G     | H            | I                |
| 〔特定事業〕                                | 円               | 円                  | 円                           | 円           | 円               | 円           | 円     | 円            | 円                |
| 乳児家庭全戸訪問事業                            | a               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 養育支援施設事業                              | b               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| ファミリーサポートセンター事業                       | c               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 子育て短期支援事業                             | d               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 地域子育て支援拠点事業                           | e               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 一時的な事業                                | f               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 〔その他の事業〕                              |                 |                    |                             |             |                 |             |       |              |                  |
| へき地保育                                 | g               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 家庭支援推進保育                              | h               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 次世代育成支援人材養成事業                         | i               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 子どもを守る地域ネットワーク構築強化事業                  | j               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 子育て支援ネットワーク事業                         | k               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 子どもの事故予防強化事業                          | l               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行ったものの取組 | m               |                    | 0                           |             |                 |             |       |              |                  |
| 合 計                                   | n               | 0                  | 0                           | 0           | 0               | 0           | 0     | 0            | 0                |

(注) 1. グリーン色に色づけしてあるセルに金額を記入する。その他のセルは自動計算される。

- 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
- D欄は、C欄に2分の1を乗じて得た額(千円未満は切捨て)が自動入力される。
- E欄はF欄を記入すること。
- F欄は、D欄の額とB欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。(千円未満は切捨て)
- G欄は、交付決定通知書の額を記入すること。
- H欄は、実際に受け入れた額を記入すること。

平成21年度

平成22年度

別表2

平成 年度次世代育成支援対策交付金精算額調書

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

| 市町村名                          | 事業開始年月日  | 実施方法(運営・委託の別) |          |                        |        |     |     |
|-------------------------------|----------|---------------|----------|------------------------|--------|-----|-----|
|                               | 平成 年 月 日 | 運営・委託         |          | 委託の場合は委託先              |        |     |     |
| 全ての乳児家庭を訪問するための実施計画(平成21年度実績) |          | 訪問者実人数        |          |                        |        |     |     |
| 家庭訪問対象全家庭数(a)                 |          | 保健師、助産師、看護師   | 保育士      | 母子保健推進員、児童福祉員、民生(児童)委員 | 子育て経験者 | その他 | 合計  |
| 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)         |          |               |          |                        |        |     |     |
| うち、新生児訪問指導等と同様に実施(再掲)(c)      |          | (人)           | (人)      | (人)                    | (人)    | (人) | (人) |
| (特)                           | (b/a)(%) | (特)           | (c/a)(%) |                        |        |     | 0   |
|                               | #DIV/0!  |               | #DIV/0!  |                        |        |     |     |

以下の(1)～(3)について、該当する太枠内に〇を記入

| (1)研修   | (2)ケース対応会議                    | (3)養育支援センター等のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいづれも実施 |
|---|-------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 実施あり                     | <input type="checkbox"/> 開催あり | <input type="checkbox"/> 実施あり          |
| <input type="checkbox"/> ※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。 | <input type="checkbox"/> 開催なし | <input type="checkbox"/> 実施なし          |

| 対象経費 |            |        | 備考 |
|------|------------|--------|----|
| 実支出額 | 交付金その他の収入額 | 差引実支出額 |    |
| ①    | ②          | ①-②=③  |    |
| 円    | 円          | 円      | 0  |

(注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生見込などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2) 養育支援訪問事業

| 市町村名<br>[委託の場合は委託先] | 訪問実家庭数                   |                          |   |            | 訪問延件数                   |                         |  |           |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|---|------------|-------------------------|-------------------------|--|-----------|
|                     | 育児・家事<br>援助<br>A<br>(カ所) | 専門的<br>相談支援<br>B<br>(カ所) | 分娩に関わった産<br>科医療機関の助産<br>師等が行った訪問支<br>援<br>C<br>(カ所) | 合計<br>(カ所) | 育児・家事<br>援助<br>D<br>(件) | 専門的<br>相談支援<br>E<br>(件) | 分娩に関わった産<br>科医療機関の助産<br>師等が行った訪問支<br>援<br>F<br>(件) | 合計<br>(件) |
| ( )                 |                          |                          |   | 0          |                         |                         |  | 0         |

| 訪問支援者実人数        |           |                       |                       |    | 以下の(1)(2)について該当する太枠内に〇を記入 |      |
|-----------------|-----------|-----------------------|-----------------------|----|---------------------------|------|
| 育児・家事<br>援助     | 専門的相談支援   |                       |                       | 合計 | (1)中核機関                   | 指定有り |
| ヘルパー、子育て<br>08等 | 保育士等<br>G | 保健師、助産<br>師、看護師等<br>H | 理学療法士、心<br>理療法士等<br>I |    | 産科医療機関の助<br>産師等<br>J      | K    |
|                 | 0         |                       |                       | 0  |                           |      |

※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。

| 対象経費           |                      |                        | 備 考 |
|----------------|----------------------|------------------------|-----|
| 実支出額<br>L<br>円 | 寄付金その他の収入額<br>M<br>円 | 差引実支出額<br>(L-M)=N<br>円 |     |
|                |                      | 0                      |     |

- (注1) A～Dについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一歳子育て支援サービスも紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に当てはまる家庭の対応となった場合は、重複してカウントすること。
- (注2) D～Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。
- (注3) G～Iについては、訪問支援を実施する人数を単純加算して計上すること。
- (注4) Jについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行った訪問支援を計上すること。
- (注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことから、
- (注6) 研修料を徴収する場合や研修者から徴収した実費相当がある場合は、M欄へ計上すること。

(略)



平成21年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

| 1. 運営方法               |          | 2. センター開設時間<br>(本部) | 3. 支部数 | 4. 職員配置       |               | 5. 会員数 (本年度末)   |                 |                 |
|-----------------------|----------|---------------------|--------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (1) 基本事業<br>(施設・機関名)  | 運営・委託・補助 |                     |        | (1) 主任<br>(人) | (2) 幹事<br>(人) | (1) 提供会員<br>(人) | (2) 依頼会員<br>(人) | (3) 両方会員<br>(人) |
| (2) モデル事業<br>(施設・機関名) | 運営・委託・補助 | ( 時間 )              | (か所)   | (人)           | (人)           | (人)             | (人)             | (人)             |
|                       |          |                     |        |               |               |                 |                 | 0               |

○事業内容 (該当する欄に○を記入)

| 1. 基本事業                           |     | 2. 病児・緊急対応強化モデル事業                      |     |
|-----------------------------------|-----|--|-----|
| センター業務                            |     | センター業務                                 |     |
| (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務            |     | (1) 病児・病後児の預かり等に必要な知識を付与する講習会の開催       |     |
| (2) 相互援助活動の調整等                    |     | (2) 医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定) |     |
| (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催 |     | (3) 依頼の受付・調整体制の強化                      |     |
|                                   |     | 【依頼受付時間 ( 時間 ) : ~ : ] ※1              |     |
|                                   |     | (4) 近隣市町村会員の受け入れ                       |     |
| 活動実績                              |     | 活動実績                                   |     |
| (1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり      | 件   | (1) 病児・病後児の預かり                         | 件   |
| (2) 保育施設までの送迎                     | 件   | (2) 宿泊を伴う預かり                           | 件   |
| (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり           | 件   | (3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)              | 件   |
| (4) 学校の放課後の子どもの預かり                | 件   | (4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の送迎        | 件   |
| (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり     | 件   | 合計活動件数                                 | 0 件 |
| (6) 買い物等外出の際の子どもの預かり              | 件   |  |     |
| (7) その他                           | 件   |  |     |
| 合計活動件数                            | 0 件 | 複数預かりの実施 (兄弟姉妹を除く) ※2                  | 件   |

3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター (病児・病後児の預かり等を含む。) の利用状況

|                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 援助を行いたい会員を優先して調整              |
| (2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受け入れなどに柔軟に対応      |
| (3) ひとり親家庭等の受け入れに対する援助を行いたい会員への助成 |

| 対象経費  |             |               |
|-------|-------------|---------------|
| 実支出額① | 寄付金その他の収入額② | 差引実支出額③ (①-②) |
| 円     | 円           | 0 円           |

- (注) 1. 基本事業とモデル事業の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業とモデル事業の合計数を記載すること。  
 2. モデル事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。  
 3. ※1 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記入すること。  
 4. ※2 提供会員と依頼会員の間に合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成22年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

| 1. 運営方法               |          | 2. センター開設時間<br>(本部) | 3. 支部数 | 4. 職員配置       |               | 5. 会員数 (本年度末)   |                 |                 |
|-----------------------|----------|---------------------|--------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (1) 基本事業<br>(施設・機関名)  | 運営・委託・補助 |                     |        | (1) 主任<br>(人) | (2) 幹事<br>(人) | (1) 提供会員<br>(人) | (2) 依頼会員<br>(人) | (3) 両方会員<br>(人) |
| (2) モデル事業<br>(施設・機関名) | 運営・委託・補助 | ( 時間 )              | (か所)   | (人)           | (人)           | (人)             | (人)             | (人)             |
|                       |          |                     |        |               |               |                 |                 | 0               |

○事業内容 (該当する欄に○を記入)

| 1. 基本事業                           |     | 2. 病児・緊急対応強化事業                         |     |
|-----------------------------------|-----|--|-----|
| センター業務                            |     | センター業務                                 |     |
| (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務            |     | (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務                 |     |
| (2) 相互援助活動の調整等                    |     | (2) 相互援助活動の調整等                         |     |
| (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催 |     | (3) 病児・病後児の預かり等に必要な知識を付与する講習会の開催       |     |
|                                   |     | (4) 医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定) |     |
|                                   |     | (5) 近隣市町村会員の受け入れ                       |     |
|                                   |     | (6) 初年度体制整備 ※1                         |     |
| 活動実績                              |     | 活動実績                                   |     |
| (1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり      | 件   | (1) 病児・病後児の預かり                         | 件   |
| (2) 保育施設までの送迎                     | 件   | (2) 宿泊を伴う預かり                           | 件   |
| (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり           | 件   | (3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)              | 件   |
| (4) 学校の放課後の子どもの預かり                | 件   | (4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の送迎        | 件   |
| (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり     | 件   | 合計活動件数                                 | 0 件 |
| (6) 買い物等外出の際の子どもの預かり              | 件   |  |     |
| (7) その他                           | 件   |  |     |
| 合計活動件数                            | 0 件 | 複数預かりの実施 (兄弟姉妹を除く) ※2                  | 件   |

3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター (病児・病後児の預かり等を含む。) の利用状況

|                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 援助を行いたい会員を優先して調整              |
| (2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受け入れなどに柔軟に対応      |
| (3) ひとり親家庭等の受け入れに対する援助を行いたい会員への助成 |

| 対象経費  |             |               |
|-------|-------------|---------------|
| 実支出額① | 寄付金その他の収入額② | 差引実支出額③ (①-②) |
| 円     | 円           | 0 円           |

- (注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業 (以下「病児事業」という) の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。  
 2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。  
 3. ※1 今年度から病児・緊急対応強化事業を実施する場合。  
 4. ※2 提供会員と依頼会員の間に合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成21年度

平成22年度

(4) 子育て短期支援事業

① 近所人形生活圏(ショートステイ)事業

| 施設種別 | 施設名 | 委託先法人名 | 所在地 | 区分                | 実人員 | 延日数 | 対応経費      |                 |                 |
|------|-----|--------|-----|-------------------|-----|-----|-----------|-----------------|-----------------|
|      |     |        |     |                   |     |     | 実支出額<br>① | 寄付金その<br>他の収入額② | 差引実支出額<br>①-②=③ |
| 1    |     |        |     | 2歳未満児             | 人   | 日   |           |                 |                 |
|      |     |        |     | 2歳以上児             |     |     |           |                 |                 |
|      |     |        |     | 2歳以上児<br>夜間・早朝の対応 |     |     |           |                 |                 |
| 2    |     |        |     | 2歳未満児             |     |     |           |                 |                 |
|      |     |        |     | 2歳以上児             |     |     |           |                 |                 |
|      |     |        |     | 2歳以上児<br>夜間・早朝の対応 |     |     |           |                 |                 |
| 合 計  |     |        |     |                   |     |     |           |                 |                 |

- ①「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等名を記載すること。
- ②「委託先法人名」欄は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- ③「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- ④「児童や保育士等が実施施設から委託を受けず事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「委託先法人」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

② 日直支援圏(12ライストデイ)事業

| 施設種別 | 施設名 | 委託先法人名 | 所在地 | 区分    | 実人員 | 延日数 | 実支の経費の算出<br>(どちらかに<br>○をつける) | 対応経費      |                 |                 |
|------|-----|--------|-----|-------|-----|-----|------------------------------|-----------|-----------------|-----------------|
|      |     |        |     |       |     |     |                              | 実支出額<br>① | 寄付金その<br>他の収入額② | 差引実支出額<br>①-②=③ |
| 1    |     |        |     | 夜間・早朝 | 基本分 |     | 有・無                          |           |                 |                 |
|      |     |        |     |       | 常時分 |     |                              |           |                 |                 |
|      |     |        |     | 休日・夜間 |     |     |                              |           |                 |                 |
| 2    |     |        |     | 夜間・早朝 | 基本分 |     | 有・無                          |           |                 |                 |
|      |     |        |     |       | 常時分 |     |                              |           |                 |                 |
|      |     |        |     | 休日・夜間 |     |     |                              |           |                 |                 |
| 合 計  |     |        |     |       |     |     |                              |           |                 |                 |

- ①「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等名を記載すること。
- ②「委託先法人名」欄は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- ③「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- ④「児童や保育士等が実施施設から委託を受けず事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「委託先法人」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(5) 延長保育促進事業

| 実施主体 | 実施場所 | 年間<br>事業月数 | 開所時間<br>(11時間) | 延長を含む<br>(特種保育(特約園)) | 延長時間<br>(特種基準に基 <sup>ス</sup> ) | 平均対象児童数 | 職員の配置        |        | 対象児童 |              |        | 差引収支金額<br>①+②-③ |
|------|------|------------|----------------|----------------------|--------------------------------|---------|--------------|--------|------|--------------|--------|-----------------|
|      |      |            |                |                      |                                |         | 延長保育<br>推進事業 | 延長保育事業 | 実支出額 | 実収入の他<br>④人員 | 差引収支金額 |                 |
| 1 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )           | 時～時<br>( )                     | 人       | 人            | 人      | 円    | 円            | 円      | 0 円             |
| 2 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )           | 時～時<br>( )                     | 人       | 人            | 人      | 円    | 円            | 円      | 0 円             |
| 3 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )           | 時～時<br>( )                     | 人       | 人            | 人      | 円    | 円            | 円      | 0 円             |
| 4 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )           | 時～時<br>( )                     | 人       | 人            | 人      | 円    | 円            | 円      | 0 円             |
| 5 私  |      |            | 時～時<br>(11時間)  | 時～時<br>( )           | 時～時<br>( )                     | 人       | 人            | 人      | 円    | 円            | 円      | 0 円             |
| 合計   |      |            |                |                      |                                |         |              |        | 0 円  | 0 円          | 0 円    | 0 円             |

<合計表>

| 実施の所数                    | 事業数                              | 対象児童 |              |              | ※(参考)事業の種類・延長時間の区分と評価の考え方<br>延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の他、実際に保育士を配置<br>延長保育事業(加算分)・・・11時間の開所時間の他、2分以上の延長保育を実施  |
|--------------------------|----------------------------------|------|--------------|--------------|---|
|                          |                                  | 実支出額 | 実収入の他<br>収入額 | 差引収支額(L-M+N) |   |
| ( ) ヵ所                   | 30分延長 事業<br>1時間延長 事業<br>2時間延長 事業 |      |              |              | 「前」「後」それぞれ1事業とカウントする。<br>・30分延長 30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上<br>・1時間延長 1時間以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上<br>・2時間以上の延長 延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が3人以上<br>(例1) 「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合→30分延長<br>(例2) 「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合<br>→1時間の条件を満たすか、又は30分に該当 |
| うち延長保育促進事業<br>(基本分)実施ヵ所数 | 30分延長 事業<br>1時間延長 事業<br>2時間延長 事業 |      |              |              |   |
| 合計                       | 合計<br>ヵ所                         | 0    | 0            | 0            | 0   |

<記入上の注意>

1. D欄は、延長保育時間を全のみ、基本開所時間を24時間単位で記入すること。
2. E欄は、延長保育時間を全のみ、給付開所時間を24時間単位で記入すること。
3. F欄は、[交付金算定の評価基準]について(1)の(5)の②の7に基づき延長時間を記入すること。
4. G欄は、[交付金算定の評価基準]について(1)の(5)の②の7に基づき平均対象児童数を記入すること。
5. H欄は、[交付金算定の評価基準]について(1)の(5)の②の7を要する施設のみ、その要件である種別基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加えて、保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
6. I欄は、[交付金算定の評価基準]について(1)の(5)の②の4のために配置された保育士数を記入すること。(必ず2人以上)
7. J欄は、[交付金算定の評価基準]について(1)の(5)の②の4に基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
8. K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を記入すること。
9. 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当がある場合は、M欄及びN欄に記入すること。

(削除)

平成21年度

平成22年度

(5) 地域子育て支援拠点事業

◎04-1型

| 名称 | 実施場所 | 運営・委託・協働の形 | 今年事業<br>月数<br>(月) | 開設日数<br>(日数/日) | 開設時間<br>(時間) | 責任職員<br>の配置<br>(人) | 平均毎<br>月利用<br>者数<br>(日数/日) | 地域の子ども<br>や家族の参加状況 | 出席回数          |                |              |             | 利用者数        |             |             |  |
|----|------|------------|-------------------|----------------|--------------|--------------------|----------------------------|--------------------|---------------|----------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    | 今年事業月数<br>(月) | 開設日数<br>(日数/日) | 開設時間<br>(時間) | 今年出席<br>(日) | 継続出席<br>(日) | 新規加入<br>(名) | 継続出席<br>(名) |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |
| 合計 |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |               |                |              |             |             |             |             |  |

- ※1) 実施場所欄には、公民館、公民館、中学校等併設型等記載すること。
- ※2) 開設時間欄には、開設日によって開設時間の変動は、欄外にその変動を記載すること。
- ※3) 継続出席回数欄には、平成20年11月29日現在実施1,000名を以て1世代交代型(100名/1回)及び併設型(100名/1回)の(16)②1007-1102に該当する記載すること。
- ※4) 地域の子育て活動参加状況欄には、平成20年11月29日現在実施1,000名を以て1世代交代型(100名/1回)及び併設型(100名/1回)の(16)②1007-1102に該当する記載すること。

◎04-2型

| 名称 | 実施場所 | 運営・委託・協働の形 | 今年事業<br>月数<br>(月) | 開設日数<br>(日数/日) | 開設時間<br>(時間) | 責任職員<br>の配置<br>(人) | 平均毎<br>月利用<br>者数<br>(日数/日) | 地域の子ども<br>や家族の参加状況 | 利用者数        |             |             |  |
|----|------|------------|-------------------|----------------|--------------|--------------------|----------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--|
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    | 今年出席<br>(日) | 継続出席<br>(日) | 新規加入<br>(名) |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
|    |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |
| 合計 |      |            |                   |                |              |                    |                            |                    |             |             |             |  |

- ※1) 実施場所欄には、併設型、公民館併設型等記載すること。
- ※2) 開設時間欄には、開設日によって開設時間の変動は、欄外にその変動を記載すること。

平成21年度

平成22年度

(5) 地域子育て支援拠点事業(続き)

㉞セブ-型 経過措置(外観型指定実施)

| 名称 | 実施場所 | 運営・受託・補助の別 | 年間事業月数<br>(月) | 開放日数<br>(通あたり)<br>(日) | 開放時間<br>(1日あたり)<br>(時間) | 専任職員<br>の配置<br>(人) | 平均的な<br>利用員数<br>(1日あたり)<br>(名) | 事業内容 | 保護費等<br>(徴収経費等実<br>施)の有無 | 対象経費        |                       |                        |
|----|------|------------|---------------|-----------------------|-------------------------|--------------------|--------------------------------|------|--------------------------|-------------|-----------------------|------------------------|
|    |      |            |               |                       |                         |                    |                                |      |                          | 実支出額<br>(円) | 寄付金等の他<br>の収入額<br>(円) | 差引実支出額<br>①-②-③<br>(円) |
|    |      |            |               |                       |                         |                    |                                |      |                          |             |                       |                        |
|    |      |            |               |                       |                         |                    |                                |      |                          |             |                       |                        |
|    |      |            |               |                       |                         |                    |                                |      |                          |             |                       |                        |
|    |      |            |               |                       |                         |                    |                                |      |                          |             |                       |                        |
|    |      |            |               |                       |                         |                    |                                |      |                          |             |                       |                        |
| 合計 |      |            |               |                       |                         |                    |                                |      |                          |             |                       |                        |

(注1)開放時間(時間)は、保育所 長が記載すること。

(注2)開放年月日は平成21年4月1日以前であること(平成21年4月1日以降の経過措置は認めない)。

(注3)開放時間(時間)は、開放日によって開放時間(時間)を記載すること。

(注4)事業内容(内容)は、平成21年0月0日児童福祉法(児童福祉法)第110条第1項第1号の2第1号に該当する記号記入すること。

(注5)保護費等(徴収経費等実)の有無(有)は、平成21年0月0日児童福祉法(児童福祉法)第110条第1項第1号に該当する記号記入すること。

㉞児童館型

| 名称 | 実施場所 | 委託・補助の別 | 年間事業月数<br>(月) | 開放日数<br>(通あたり)<br>(日) | 開放時間<br>(1日あたり)<br>(時間) | 専任職員<br>の配置<br>(人) | 地域の子育て<br>力を高める取組<br>の実施の有無 | 平均的な<br>利用員数<br>(1日あたり)<br>(名) | 対象経費        |                       |                        |  |
|----|------|---------|---------------|-----------------------|-------------------------|--------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------|------------------------|--|
|    |      |         |               |                       |                         |                    |                             |                                | 実支出額<br>(円) | 寄付金等の他<br>の収入額<br>(円) | 差引実支出額<br>①-②-③<br>(円) |  |
|    | 児童館  |         |               |                       |                         |                    |                             |                                |             |                       |                        |  |
|    | 児童館  |         |               |                       |                         |                    |                             |                                |             |                       |                        |  |
|    | 児童館  |         |               |                       |                         |                    |                             |                                |             |                       |                        |  |
|    |      |         |               |                       |                         |                    |                             |                                |             |                       |                        |  |
| 合計 |      |         |               |                       |                         |                    |                             |                                |             |                       |                        |  |

(注1)開放時間(時間)は、開放日によって開放時間(時間)を記載すること。

平成21年度

平成22年度

(6) 一特預かり事業

① 県庁所在地

| 名称 | 実施場所 | 運営主体<br>[公又は私]  | 年間延利用児童数 | 開所日数<br>(年間) | 開園時間<br>(1日あたり) | 対象経費  |                 |                  |
|----|------|-----------------|----------|--------------|-----------------|-------|-----------------|------------------|
|    |      |                 |          |              |                 | 実支出額① | 寄付金その他の<br>収入額② | 基幹経費支出額<br>①-②=③ |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    | 保育園  | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
| 合計 | か所   | 公 私<br>か所<br>か所 | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |

② 地域型等型

| 名称 | 実施場所 | 運営主体<br>[公又は私]  | 年間延利用児童数 | 開所日数<br>(年間) | 開園時間<br>(1日あたり) | 対象経費  |                 |                  |
|----|------|-----------------|----------|--------------|-----------------|-------|-----------------|------------------|
|    |      |                 |          |              |                 | 実支出額① | 寄付金その他の<br>収入額② | 基幹経費支出額<br>①-②=③ |
|    |      | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    |      | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    |      | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    |      | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
|    |      | 公・私             | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |
| 合計 | か所   | 公 私<br>か所<br>か所 | 人        | 日            | 時間              | 円     | 円               | 円                |

(注) 実施場所には、公民館、校舎、地域子育て支援拠点等を記載すること。

③ 地域型等Ⅱ型

| 名称 | 実施場所 | 運営主体<br>[公又は私]  | 年間延利用児童数 | 開所日数 | 開園時間<br>(時間) | 対象経費  |                 |                  |
|----|------|-----------------|----------|------|--------------|-------|-----------------|------------------|
|    |      |                 |          |      |              | 実支出額① | 寄付金その他の<br>収入額② | 基幹経費支出額<br>①-②=③ |
|    |      | 公・私             | 人        | 日    | 時間           | 円     | 円               | 円                |
|    |      | 公・私             | 人        | 日    | 時間           | 円     | 円               | 円                |
|    |      | 公・私             | 人        | 日    | 時間           | 円     | 円               | 円                |
| 合計 | か所   | 公 私<br>か所<br>か所 | 人        | 日    | 時間           | 円     | 円               | 円                |

(注) 実施場所には、公民館、校舎、地域子育て支援拠点等を記載すること。

平成21年度

平成22年度

2. その他の事業

(1)へき地保育

| 保育所名<br>(委託先) | 年間<br>事業月数 | 定員 | 設置<br>場所 | 1日あたり<br>平均入所児童数 |            |            | 職員数 |     |            | 対象経費 |                    |                 | 備考 |   |  |
|---------------|------------|----|----------|------------------|------------|------------|-----|-----|------------|------|--------------------|-----------------|----|---|--|
|               |            |    |          | 平成<br>19年度       | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 | 保育士 | その他 | 計<br>(A+B) | 受支出額 | 寄付金その他<br>の<br>収入額 | 差引実支出額<br>(D-E) |    |   |  |
|               |            |    |          | 人                | 人          | 人          | A   | B   | C          | D    | E                  | F               |    |   |  |
| 1<br>[委託先]    | 月          | 人  |          |                  |            |            |     |     |            |      |                    | 円               | 円  | 円 |  |
| 2<br>[委託先]    |            |    |          |                  |            |            |     |     |            |      |                    |                 |    |   |  |
| 3<br>[委託先]    |            |    |          |                  |            |            |     |     |            |      |                    |                 |    |   |  |
| 4<br>[委託先]    |            |    |          |                  |            |            |     |     |            |      |                    |                 |    |   |  |
| 5<br>[委託先]    |            |    |          |                  |            |            |     |     |            |      |                    |                 |    |   |  |
| 合計 ( )か所      |            |    |          | 0                | 0          | 0          | 0   | 0   | 0          | 0    | 0                  | 0               | 0  | 0 |  |

<記入上の注意>

- 1.「委託先」欄は、100法100条の上記に、委託先団体等の名称を記入すること。
- 2.「設置場所」欄は、平成20年11月28日鹿児島県第112803号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(次世代育成支援対策推進法)の交付対象事業及び評価基準に「20(1)のウ(イ)のe」の号に該当する記号を記入すること。
- 3.「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成19年から平成21年の3年間の平均値が10人以上であるか確認すること。
- 4.「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2) 家庭支援推進保育事業

|    | 設置主体<br>〔公又は私〕 | 保育所名<br>〔委託又は補助先〕 | 対象児童<br>入所率<br>% | 加配<br>保育士数<br>人 | 年間<br>事業月数<br>月 | 対象経費      |                     |                      | 備考 |
|----|----------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------|---------------------|----------------------|----|
|    |                |                   |                  |                 |                 | 実支出額<br>円 | 寄付金での他の<br>収入額<br>円 | 差引実支出額<br>(A-B)<br>円 |    |
|    |                |                   |                  |                 |                 |           |                     |                      |    |
| 1  | 公・私            | 委託・補助( )          |                  |                 |                 |           |                     | 0                    |    |
| 2  | 公・私            | 委託・補助( )          |                  |                 |                 |           |                     | 0                    |    |
| 3  | 公・私            | 委託・補助( )          |                  |                 |                 |           |                     | 0                    |    |
| 4  | 公・私            | 委託・補助( )          |                  |                 |                 |           |                     | 0                    |    |
| 5  | 公・私            | 委託・補助( )          |                  |                 |                 |           |                     | 0                    |    |
| 6  | 公・私            | 委託・補助( )          |                  |                 |                 |           |                     | 0                    |    |
| 合計 | 公<br>私         |                   |                  | 0               | 0               | 0         | 0                   | 0                    |    |

(略)

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)



平成21年度

平成22年度

(3)次世代育成支援人材養成事業

都道府県名:

市町村名:

①コーディネーター養成研修

| 実施の有無<br>※実施する場合○をつける | 実施時期      | 研修時間数(時間) | 養成人数 | 配置先 |
|-----------------------|-----------|-----------|------|-----|
|                       | 月 日 ~ 月 日 |           |      |     |

②スタッフ養成研修

| 実施の有無<br>※実施する場合○をつける | 実施時期      | 研修時間数(時間) | 養成人数 | 配置先 |
|-----------------------|-----------|-----------|------|-----|
|                       | 月 日 ~ 月 日 |           |      |     |

(略)

| 対象経費 |            |                 |
|------|------------|-----------------|
| 実支出額 | 寄付金その他の収入額 | 差引実支出額<br>(A-B) |
| A    | B          | C               |
|      |            | 0               |

平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

① 要保護児童対策協議会機関の職員配置状況

平成21年4月1日の状況

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
| ▲               | ▲    | 0  |

平成22年3月31日の状況

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
| ▲               | ▲    | 0  |

② 基本事業

|   | A     | B       | C              |
|---|-------|---------|----------------|
|   | 実施の有無 | 研修人数(人) | 研修の名称、実施機関     |
| a 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満していない場合) |       |         | (名称)<br>(実施機関) |
| b 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満している場合)     |       |         | (名称)<br>(実施機関) |

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

|                           | A     | B    |
|---------------------------|-------|------|
|                           | 実施の有無 | 取組内容 |
| ア 地域ネットワーク構成員の専門性を向上を図る取組 |       |      |
| イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組  |       |      |
| ウ 地域住民への周知を図る取組           |       |      |

| 対象経費 |            |         | 備考 |
|------|------------|---------|----|
| 実支出額 | 寄付金その他の収入額 | 差引実支出額  |    |
| 0    | 0          | (0-0)=0 | 0  |

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。  
 (注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。  
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成22年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

① 要保護児童対策協議会機関の職員配置状況

平成22年4月1日現在

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
| ▲               | ▲    | 0  |

平成23年3月31日予定

| 児童福祉司の任用資格を有する者 | 左記以外 | 合計 |
|-----------------|------|----|
| ▲               | ▲    | 0  |

② 基本事業

|   | A     | B       | C              |
|---|-------|---------|----------------|
|   | 実施の有無 | 研修人数(人) | 研修の名称、実施機関     |
| ア 調整機関職員の専門性強化  |       |         |                |
| (ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満していない場合) |       |         | (名称)<br>(実施機関) |
| (イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修<br>(配置職員が児童福祉司の任用資格を満している場合)     |       |         | (名称)<br>(実施機関) |
| イ 地域ネットワーク構成員の連携強化  |       |         |                |

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

|                           | A     | B    |
|---------------------------|-------|------|
|                           | 実施の有無 | 取組内容 |
| ア 地域ネットワーク構成員の専門性を向上を図る取組 |       |      |
| イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組  |       |      |
| ウ 地域住民への周知を図る取組           |       |      |

| 対象経費 |            |         | 備考 |
|------|------------|---------|----|
| 実支出額 | 寄付金その他の収入額 | 差引実支出額  |    |
| 0    | 0          | (0-0)=0 | 0  |

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。  
 (注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。  
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成21年度

平成22年度

(5) 子育て支援ネットワーク事業

①情報通信領域

| 配信する情報の内容 | 連携・協力機関等 |
|-----------|----------|
|           |          |
|           |          |
|           |          |
|           |          |

②情報共有領域

| 共有する情報の内容 | 連携・協力機関等 |
|-----------|----------|
|           |          |
|           |          |
|           |          |
|           |          |

③個人情報領域

| 名称 | 連携・協力機関等 |
|----|----------|
|    |          |
|    |          |
|    |          |
|    |          |

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等に記載すること。

| 対象経費  |             |             |
|-------|-------------|-------------|
| 実支出額① | 寄付金その他の収入額② | 差引実支出額①-②=③ |
| 円     |             | 円           |

平成21年度

平成22年度

(6) 子どもの事故予防強化事業

都道府県名: \_\_\_\_\_

市町村名: \_\_\_\_\_

①基本分(事業実施担当者の配置等)

| 配置した事業実施担当者<br>※1 | 取組内容※2 | 場所※3 | 延べ回数※3 | 延べ人数※3 |
|-------------------|--------|------|--------|--------|
|                   |        |      |        |        |

※1 「母子保健推進員」、「養育職員」など記載

※2 単にパンフレット等を配布するだけの取組については評価の対象としない。「説明会の開催」など、どのように具体的な意識啓発を行ったかその内容を記載

※3 説明した場合、説明した場所(1歳6ヶ月健診の会場)など、説明した回数、説明した保護者等の人数を記載

②加算分(事故予防検討会の開催)※4

| 検討会の構成員※5 | 回数※6 | 検討内容 |
|-----------|------|------|
|           |      |      |

※4 ②のみを実施する場合は評価の対象としない。

※5 「母子保健推進員」、「養育職員」、「医師」、「保健師」、「保育士」などを記載

※6 検討会の実施回数を記載

| 対象経費 |            |                 |
|------|------------|-----------------|
| 実支出額 | 寄付金その他の収入額 | 差引実支出額<br>(A-B) |
| A    | B          | C               |
|      |            | 0               |

平成21年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「関係する地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

| A欄 | B欄 | 対象経費  | 実支出額 | 交付金その他の収入額 | 経引実支出額 |
|----|----|---|------|------------|--------|
|    |    | (1)安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供 |      |            | 0      |
|    |    | (2)若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進                     |      |            | 0      |
|    |    | (3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営              |      |            | 0      |
|    |    | (4)子どもたち本人からの電話相談等への対応                            |      |            | 0      |
|    |    | (5)食育の推進  |      |            | 0      |
|    |    | (6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進                          |      |            | 0      |
|    |    | (7)思春期保健対策等の推進                                    |      |            | 0      |

平成22年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)～(8)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「関係する地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(8)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

| A欄 | B欄 | 対象経費  | 実支出額 | 交付金その他の収入額 | 経引実支出額 |
|----|----|---|------|------------|--------|
|    |    | (1)安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供 |      |            | 0      |
|    |    | (2)若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進                     |      |            | 0      |
|    |    | (3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営              |      |            | 0      |
|    |    | (4)子どもたち本人からの電話相談等への対応                            |      |            | 0      |
|    |    | (5)食育の推進  |      |            | 0      |
|    |    | (6)思春期保健対策等の推進                                    |      |            | 0      |
|    |    | (7)中・高校生の居場所づくりの推進                                |      |            | 0      |
|    |    | (8)巡回児童館活動等の推進                                    |      |            | 0      |

平成21年度

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創職工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

\*交付申請若行先(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合は、行を追加して記入してください。その際は小計と合計欄の形式を変更してください。

| ①               | 【事業名】 | 対 象 経 費 |             |         |
|-----------------|-------|---------|-------------|---------|
|                 |       | 実支出額①   | 寄附金その他の収入額② | 差引実支出額③ |
|                 |       |         |             | 0       |
| ②               | 【事業名】 | 対 象 経 費 |             |         |
|                 |       | 実支出額①   | 寄附金その他の収入額② | 差引実支出額③ |
|                 |       |         |             | 0       |
| (1)～(7)以外のその他小計 |       | 0       | 0           | 0       |
| 合 計             |       | 0       | 0           | 0       |

平成22年度

以下は、上記(1)～(6)以外のその他の地域の特性や創職工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

\*交付申請若行先(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合は、行を追加して記入してください。その際は小計と合計欄の形式を変更してください。

| ①               | 【事業名】 | 対 象 経 費 |             |         |
|-----------------|-------|---------|-------------|---------|
|                 |       | 実支出額①   | 寄附金その他の収入額② | 差引実支出額③ |
|                 |       |         |             | 0       |
| ②               | 【事業名】 | 対 象 経 費 |             |         |
|                 |       | 実支出額①   | 寄附金その他の収入額② | 差引実支出額③ |
|                 |       |         |             | 0       |
| (1)～(6)以外のその他小計 |       | 0       | 0           | 0       |
| 合 計             |       | 0       | 0           | 0       |

平成21年度

平成22年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 道・間 | 設置場所<br>(委託先又は補助先)   | 備考 |
|----|----|----|----|-----|--|----|
|    |    | 円  | 円  |     | ※次により必ず記入のこと。<br>直 市町村が直接事業を実施した場合<br>間 市町村が民間が実施する事業に補助した場合 |    |

(略)

(注)この報告書は、以下の場合に作成 提出するものとする。

1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合
2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」一部改正新旧対照表（案）

| 平成21年度   | 平成22年度   |
|--|--|
| <p style="text-align: right;">雇児発第1128003号<br/>平成20年11月28日</p> <p style="text-align: right;">第一次改正 雇児発第0515007号<br/>平成21年5月15日</p> <p style="text-align: right;">第二次改正 雇児発第0818第2号<br/>平成21年8月18日</p> <p style="text-align: center;">市町村長<br/>各 殿<br/>特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたのでその旨通知する。<br/>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p> | <p style="text-align: right;">雇児発第1128003号<br/>平成20年11月28日</p> <p style="text-align: right;">第一次改正 雇児発第0515007号<br/>平成21年5月15日</p> <p style="text-align: right;">第二次改正 雇児発第0818第2号<br/>平成21年8月18日</p> <p style="text-align: right;"><u>第三次改正</u> 雇児発第****第*号<br/>平成22年*月**日</p> <p style="text-align: center;">市町村長<br/>各 殿<br/>特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたのでその旨通知する。<br/>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p> |



1 平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下「交付要綱という。」）の3の（1）特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。  
（1）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業）

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

1 （略）

（1）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① （略）

② （略）

③ （略）

④ （略）

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第21条の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第6条の2第5項に規定される事業）

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(7) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

⑤ (略)

⑥ (略)

(2) 養育支援訪問事業

① (略)

② (略)

(I) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

#### イ 支援内容

(7) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援

(I) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

#### ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

#### エ 訪問支援者

(7) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(4) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(9)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

- (7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- (カ) ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

イ 相互援助活動の内容

- (7) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
  - (イ) 保育施設までの送迎
  - (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
  - (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
  - (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
  - (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 等の活動とする。

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

- (7) 本部の設置について  
各市町村1か所設置できること。
- (イ) 支部の設置について  
政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。  
ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合には、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

エ 実施方法

- (7) アドバイザーの配置について  
ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(9)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。）

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。

- (イ) 会則の制定  
市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。
- (ウ) 会員の登録  
会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。
- (エ) 会員間で行う相互援助活動  
会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。
- (オ) 保険の加入  
会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。
- (カ) 子どもの預かりの場所  
子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。  
ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。
- (キ) 複数預かりの実施  
相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。  
なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。
- (ク) 援助活動に対する報酬  
援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

② 病児・緊急対応強化モデル事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（「病児・病後児の預かり等」という。以下同じ。）をファミリー・サポート・センターにおいて行う事業。（ただし、①アの（7）～（9）に加えて以下の事業を実施することとし、会員数は問わない。）

② 病児・緊急対応強化事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して行う以下の事業。（会員数は問わない。）

- (7) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (4) 安全に預かり等の活動が実施できるよう医療機関との連携体制の整備
- (ウ) 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備

イ 相互援助活動の内容

- (7) 病児・病後児の預かり
- (4) 宿泊を伴う子どもの預かり
- (ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- (イ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等の活動とする。

ウ 実施方法

①のイ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。

- (7) 会員への講習の実施  
病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別途示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。  
また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。
- (4) 医療機関との連携体制の整備
  - a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
  - b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。
  - c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。
- (ウ) 依頼の受付体制について  
病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。
- (イ) 病児・病後児の預かりについての留意事項
  - a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。
  - b ①のイ(ウ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。
  - c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を

- (7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- (4) 相互援助活動の調整等

- (ウ) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

イ 相互援助活動の内容

- (7) (略)
- (4) (略)
- (ウ) (略)
- (イ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等の活動とする。(ただし、上記のうち(7)については必ず実施すること。)

ウ 実施方法

①のイ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。

- (7) (略)

- (4) (略)

- (ウ) (略)

- (イ) (略)

受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

(オ) 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

(カ) 事業実施の体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、②のア(7)～(9)の取組みを別途評価対象とする。

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。）の利用支援

ア 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用支援を実施することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業。（ただし、①のアの(7)～(9)に加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

イ 利用支援の内容

- (7) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- (8) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- (9) ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(7) 事業内容

(オ) (略)

エ 実施体制

(7) 事業の実施については、①のアに掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

(イ) 初年度体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、別途評価の対象とする。

③ (略)

(4) 子育て短期支援事業

① (略)

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

② (略)

③ (略)



ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 延長保育促進事業

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育推進事業（基本分）

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業（加算分）

民間保育所の11時間の開所の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一の保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

(ア) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たりの平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が6人以上いることをいう。

(イ) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

(ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

(エ) 30分延長とは、上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

(削除)

また、平均対象児童数とは、年間の上記延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、

③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② ひろば型

ア 事業内容

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する。

イ 実施場所

(7) 公共施設、空き店舗、公民館等、子育て親子が集う場として適した場所。

(1) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の

広さを確保すること。

#### ウ 実施方法

(7) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であつて、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

#### エ 機能拡充による子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(7)～(イ)に掲げる取組のいずれかを実施する場合について、別途評価の対象とする。

(7) ひろばの開設場所を活用した一時預かり事業((6)に定める事業(保育所型を除く。))またはこれに準じた事業の実施

(イ) ひろばの開設場所を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施

(ウ) ひろばを拠点とした乳児家庭全戸訪問事業((1)に定める事業)または養育支援訪問事業((2)に定める事業)の実施

(イ) その他、ひろばを拠点とした市町村独自の子育て支援事業の実施

#### オ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、次の(7)～(イ)に掲げる取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

(7) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

(イ) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間交流を継続的に実施する取組

(ウ) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

(イ) 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守りを行う取組

#### カ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、ひろばを常設することが困難な地域にあつては、次の(7)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途評価の対象とする。

(7) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(イ) ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し

支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

③ センター型

ア 事業内容

地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。

イ 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的・継続的な事業実施が可能な場所。

ウ 実施方法

(7) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(1) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

(7) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

エ 地域支援活動

①に定める基本事業の実施に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、以下の取組をすべて実施すること。

(7) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

(1) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。

オ 経過措置(小規模型指定施設)

(7) 内容

従来の地域子育て支援センター(小規模型指定施設)(以下「指定施設」という。)については、平成22年度において、評価の対象とする。

(1) 実施方法

a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

d 次の(a)~(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定

施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合には、別途評価の対象とする。

④ 児童館型

ア 事業内容

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する。

イ 実施場所

(7) 児童館、児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(1) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(7) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。(ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して弾力的な運営を行って差し支えない。)

(1) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識

と経験を有する専任の者（以下「担当者」という。）を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(ウ) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

(イ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

#### エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

#### ⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

#### ⑥ 留意事項

ア 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

ウ 近隣地域の地域子育て支援拠点は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

#### (6) 一時預かり事業

##### ① 事業の種類及び内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

ア 保育所型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

##### (7) 実施場所

保育所で実施するものとする。

##### (1) 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

イ 地域密着型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

##### (7) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施する

2 交付要綱の3の(2)其他事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であ

ものとする。

(イ) 実施方法

規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

ウ 地域密着Ⅱ型(児童福祉法第6条の2第7項の規定に準じた事業)

(7) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(イ) 実施方法

a 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

b 規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「担当者」という。)を配置すること。

担当者の数は2名を下ることはできないこと。

担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

c 規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に定める保育内容を参考とすること。

(ウ) 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、2の(3)に定める次世代育成支援人材養成事業など、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

② 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

2 (略)

(1) へき地保育

① (略)

② (略)

って、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(イ) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。

ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(イ) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

(ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれにかわるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。

(エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応



じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

(オ) 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

(カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

## (2) 家庭支援推進保育の推進

### ① 趣旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

### ② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

#### ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童

#### イ 受け入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

#### ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ ②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

## (3) 次世代育成支援人材養成事業

### ① 趣旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要で

## (2) 家庭支援推進保育

### ① (略)

### ② (略)

## (3) 次世代育成支援人材養成事業

### ① (略)

あり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 基本事業

ア 職員の配置

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む。)を配置すること。

なお、配置する職員(非常勤職員等を含む。)は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

イ 取組内容

アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に評価の対象とする。

ア (略)

イ (略)

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む。)を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(7) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講

させる。

- ・ 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- ・ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）
- b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合  
更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。
  - ・ 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
  - ・ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

③ 付加的事業

②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。

- ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組  
地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。
- イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組  
地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。
- ウ 地域住民への周知を図る取組

させる。

- a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）
- (1) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合  
更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。
  - a 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
  - b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修
- イ 地域ネットワーク構成員の連携強化  
地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(7)及び(1)のいずれか又は両方の取組を行う。
  - (7) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。
  - (1) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

#### (5) 子育て支援ネットワーク事業

##### ① 趣旨

子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援に関する地域住民参加型の情報ネットワークを構築・運用することで、子育てについての情報不足、相談相手の不在などによる子育てのしづらさの改善を図る。

##### ② 事業内容

次のア～ウのいずれかを実施した場合に評価の対象とする。

##### ア 情報配信領域の構築・運用

希望する保護者に対して、子育て支援に関する情報をメール配信等することにより、情報不足の改善を図る取組。

##### イ 情報共有領域の構築・運用

子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換を電子掲示板等により実施することで、相談相手不在の解消や交流の促進を図る取組。

##### ウ 個人情報領域の構築・運用

子どもの成育歴や既往症等の基本情報について、保護者が個人情報領域に記録・保存しておくことで、子育て支援サービス等の円滑な利用に活用する取組。（ただし、情報の公開は保護者の同意に基づく場合に限る。）

#### (6) 子どもの事故予防強化事業

##### ① 趣旨

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等からの転落事故など）の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

##### ② 事業内容

次のア又は両方（ア及びイ）を実施した場合に評価の対象とする。

##### ア 基本分（事業実施担当者の配置等）

子どもの事故予防のためのパンフレット等を両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、事業実施担当者（市町村が適切と認めた者）が配布し、かつ説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行う。

##### （事業実施担当者の例）

母子保健推進員、愛育班員など

- 3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。
- (1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。
- (2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。
- ① 安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供  
子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組
- ② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流促進  
地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関する行事等を開催するなどの取組
- ③ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く。)の設置運営  
地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く。)を設置し、定期的な連絡検討会議の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るための連携した活動を実施する取組
- ④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応  
児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取組

イ 加算分(事故予防検討会の開催)

意識啓発のための方策やパンフレット内容等を検討するために事故予防検討会を開催する。

- 3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成22年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。
- (1) (略)
- (2) 以下に掲げる8つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで以下に掲げる8つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。
- ① (略)
- ② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流促進  
地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、乳幼児とのふれあいをはじめ多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関する行事等を開催するなどの取組
- ③ (略)
- ④ (略)

⑤ 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組

⑥ 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組

⑦ 思春期保健対策等の推進

住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生き育てるための施策を自主的に進めることを目的とした取組

⑤ 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、親子で参加する食事に関する講習会(食事セミナー)の開催や保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による食育推進連絡会の設置などの取組

⑥ 思春期保健対策等の推進

(略)

⑦ 中・高校生の居場所づくりの推進

中・高校生の関心が高いパソコン、音楽機材、スポーツ等に関する講習会や交流会を実施するなど、地域に中・高校生の健全な居場所を確保するための取組

⑧ 巡回児童館活動等の推進

児童館職員が児童館から離れた地域や児童館のない地域に定期的に出向き、子どもへの遊びの指導や保護者への子育てに関する相談等を実施するなど、児童館不在地域における子どもの健全育成を図るための取組

平成21年度

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

| 評価1   | 基準点数  |
|---|---|
| ○乳児家庭全戸訪問事業(ごんには赤ちゃん事業)   |   |
| 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村                                    |   |
| (1) ①ケース対応会議の開催<br>②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施<br>○育児・家事援助<br>○専門的相談支援 | 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04 ポイント |
| (2) (1)以外の市町村   | 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03 ポイント |
| ○養育支援訪問事業   |   |
| ① 育児・家事援助   | 0.03ポイント  |
| ② 専門的相談支援   | 0.04ポイント  |
| ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援   | 0.05ポイント  |
| ○ファミリー・サポート・センター事業  |   |
| ① 基本事業(会員数)   |   |
| - 100人未満～299人   | 1.00ポイント  |
| - 300人～599人   | 1.40ポイント  |
| - 600人～899人   | 2.00ポイント  |
| - 1,000人～1,499人   | 4.00ポイント  |
| - 1,500人～1,999人   | 8.00ポイント  |
| - 2,000人～2,999人   | 8.00ポイント  |
| - 3,000人以上  | 10.00ポイント   |
| ② 事前の録音備前数  |   |
| - 100件以上  | 5.00ポイント  |
| - 100件未満  | 5.00ポイント  |
| ③ 預託預かりの実施(兄弟姉妹を除く)   |   |
| - 100件以上  | 5.00ポイント  |
| - 100件未満  | 5.00ポイント  |
| ④ 病児・病児対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数)  |   |
| - ～59件  | 9.00ポイント  |
| - 60件～119件  | 12.00ポイント   |
| - 120件～199件   | 18.00ポイント   |
| - 200件～299件   | 28.00ポイント   |
| - 300件～399件   | 38.00ポイント   |
| - 400件～599件   | 52.00ポイント   |
| - 600件以上  | 72.00ポイント   |
| - 近隣市町村委員会受入  | 5.00ポイント  |
| - 初年度住居費  | 2.00ポイント  |
| ⑤ ひより観察園等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援                          |   |
| - 利用支援 有  | 2.00ポイント  |
| ○子育て短期支援事業  |   |
| ① ショートステイ事業の実施  |   |
| - 2歳未満児、個性発達見直し   | 4.30ポイント  |
| - 2歳以上児   | 2.35ポイント  |
| - 緊急一時保護  | 0.90ポイント  |
| ② トライラストライ事業の実施   |   |
| - 基本分   | 0.45ポイント  |
| - 催泊分   | 0.45ポイント  |
| - 休日サービス  | 1.00ポイント  |
| - 児童の退院の実施  | 0.30ポイント  |
| ○延長保育促進事業   |   |
| ① 延長時間  |   |
| - 30分   | 1.50ポイント  |
| - 1時間   | 7.00ポイント  |
| - 2～3時間   | 11.00ポイント   |
| - 4～5時間   | 23.00ポイント   |
| - 6時間以上   | 27.00ポイント   |
| ② 基本分   | 29.00ポイント   |

平成22年度

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

| 評価1   | 基準点数  |
|---|---|
| ○乳児家庭全戸訪問事業(ごんには赤ちゃん事業)   |   |
| 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村                                    |   |
| (1) ①ケース対応会議の開催<br>②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施<br>○育児・家事援助<br>○専門的相談支援 | 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04 ポイント |
| (2) (1)以外の市町村   | 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03 ポイント |
| ○養育支援訪問事業   |   |
| ① 育児・家事援助   | 0.03ポイント  |
| ② 専門的相談支援   | 0.04ポイント  |
| ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援   | 0.05ポイント  |
| ○ファミリー・サポート・センター事業  |   |
| ① 基本事業(会員数)   |   |
| - 100人未満～299人   | 1.00ポイント  |
| - 300人～599人   | 1.40ポイント  |
| - 600人～899人   | 2.00ポイント  |
| - 1,000人～1,499人   | 4.00ポイント  |
| - 1,500人～1,999人   | 8.00ポイント  |
| - 2,000人～2,999人   | 8.00ポイント  |
| - 3,000人以上  | 10.00ポイント   |
| ② 事前の録音備前数  |   |
| - 100件以上  | 5.00ポイント  |
| - 100件未満  | 5.00ポイント  |
| ③ 預託預かりの実施(兄弟姉妹を除く)   |   |
| - 100件以上  | 5.00ポイント  |
| - 100件未満  | 5.00ポイント  |
| ④ 病児・病児対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数)  |   |
| - ～59件  | 9.00ポイント  |
| - 60件～119件  | 12.00ポイント   |
| - 120件～199件   | 19.00ポイント   |
| - 200件～299件   | 28.00ポイント   |
| - 300件～399件   | 38.00ポイント   |
| - 400件～599件   | 52.00ポイント   |
| - 600件以上  | 72.00ポイント   |
| - 近隣市町村委員会受入  | 5.00ポイント  |
| - 初年度住居費  | 2.00ポイント  |
| ⑤ ひより観察園等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援                          |   |
| - 利用支援 有  | 2.00ポイント  |
| ○子育て短期支援事業  |   |
| ① ショートステイ事業の実施  |   |
| - 2歳未満児、個性発達見直し   | 4.30ポイント  |
| - 2歳以上児   | 2.35ポイント  |
| - 緊急一時保護  | 0.90ポイント  |
| ② トライラストライ事業の実施   |   |
| - 基本分   | 0.45ポイント  |
| - 催泊分   | 0.45ポイント  |
| - 休日サービス  | 1.00ポイント  |
| - 児童の退院の実施  | 0.30ポイント  |

平成21年度

平成22年度

【特定事業(続き)】

|                                | 基準点数     |          |
|--------------------------------|----------|----------|
| <b>評価1</b>                     |          |          |
| <b>○地域子育て支援拠点事業</b>            |          |          |
| <b>①ひろば型</b>                   |          |          |
| 基本分                            |          |          |
| ・3～4日間所                        | 17.8ポイント | } 1か所あたり |
| ・3～4日間所(機能拡充あり)                | 23.9ポイント |          |
| ・5日間所                          | 21.8ポイント |          |
| ・6日間所(機能拡充あり)                  | 26.5ポイント |          |
| ・6～7日間所                        | 28.6ポイント |          |
| ・6～7日間所(機能拡充あり)                | 39.0ポイント |          |
| 加算分                            |          |          |
| ・出稼ひろばの運営                      | 6.7ポイント  | } 1か所あたり |
| ・地域の子育て力を高める取組(1号児童館)          | 2.2ポイント  |          |
| ・地域の子育て力を高める取組(2号児童館)          | 3.0ポイント  |          |
| ・地域の子育て力を高める取組(3号児童館)          | 3.7ポイント  |          |
| ・地域の子育て力を高める取組(4号児童館)          | 4.8ポイント  |          |
| <b>②センター型</b>                  |          |          |
| 基本分                            |          |          |
| ・5日間所                          | 37.0ポイント | } 1か所あたり |
| ・6～7日間所                        | 38.0ポイント |          |
| 経過措置(小規模型指定施設)                 |          |          |
| ・基本分                           | 12.8ポイント | } 1か所あたり |
| ・加算分(施設相違等)                    | 9.8ポイント  |          |
| <b>③児童館型</b>                   |          |          |
| 基本分                            | 6.4ポイント  | } 1か所あたり |
| 加算分(地域の子育て力を高める取組)             | 2.2ポイント  |          |
| <b>○一時預かり事業</b>                |          |          |
| <b>①保育所型(施設開設型(年間総べ利用児童数))</b> |          |          |
| ・25人以上～300人未満                  | 2.6ポイント  | } 1か所あたり |
| ・300人以上～800人未満                 | 7.8ポイント  |          |
| ・800人以上～1,800人未満               | 14.2ポイント |          |
| ・1,800人以上～2,100人未満             | 20.5ポイント |          |
| ・2,100人以上～2,700人未満             | 23.8ポイント |          |
| ・2,700人以上～3,300人未満             | 33.1ポイント |          |
| ・3,300人以上～3,800人未満             | 38.4ポイント |          |
| ・3,800人以上                      | 45.7ポイント |          |
| <b>②施設開設II型(年間総べ利用児童数)</b>     |          |          |
| ・25人以上～300人未満                  | 2.4ポイント  | } 1か所あたり |
| ・300人以上～800人未満                 | 7.1ポイント  |          |
| ・800人以上～1,800人未満               | 12.8ポイント |          |
| ・1,800人以上～2,100人未満             | 18.4ポイント |          |
| ・2,100人以上～2,700人未満             | 24.1ポイント |          |
| ・2,700人以上～3,300人未満             | 28.8ポイント |          |
| ・3,300人以上～3,800人未満             | 35.4ポイント |          |
| ・3,800人以上                      | 41.1ポイント |          |



平成21年度

【その他の事業】

|                              | 基準点数                          |   |
|------------------------------|-------------------------------|---|
| <b>評価2</b>                   |                               |   |
| ○へき地保育所                      | 20.0ポイント                      | 1か所あたり  |
| ○家庭支援推進保育事業                  | 19.0ポイント                      | 1か所あたり  |
| <b>○次世代育成支援人材養成事業</b>        |                               |   |
| ・コーディネーター養成研修                | 3ポイント                         | 1市町村あたり   |
| ・スタッフ養成研修                    | 3ポイント                         | 1市町村あたり   |
|                              | ※両方実施の場合は6ポイント                |   |
| <b>○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b> |                               |   |
| ① 基本事業                       |                               |   |
| ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講   | 0.4ポイント                       | 1人あたり   |
| ・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講   | 0.4ポイント                       |   |
| ② 付加的事业                      |                               |   |
| ・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組      | 3.3ポイント                       | 1市町村あたり   |
| ・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組      | 3.6ポイント                       |   |
| ・地域住民への周知を図る取組               | 3.2ポイント                       |   |
| <b>評価3</b>                   |                               |   |
| ●その他、創意工夫のある取組について           |                               |   |
| 児童人口3,000人未満                 | 3ポイント                         | 「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は経路省が実施する「継続的」地方応援プログラムにおいて規定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合に加算 |
| 児童人口3,000人以上～1万人未満           | 当該児童人口<br>1,000人              |   |
| 児童人口1万人以上                    | 10P+ 当該児童人口-10,000人<br>1,500人 |   |

平成22年度

【その他の事業】

|                              | 基準点数                          |   |
|------------------------------|-------------------------------|---|
| <b>評価2</b>                   |                               |   |
| ○へき地保育所                      | 20.0ポイント                      | 1か所あたり  |
| ○家庭支援推進保育事業                  | 19.0ポイント                      | 1か所あたり  |
| <b>○次世代育成支援人材養成事業</b>        |                               |   |
| ・コーディネーター養成研修                | 3ポイント                         | 1市町村あたり   |
| ・スタッフ養成研修                    | 3ポイント                         | 1市町村あたり   |
|                              | ※両方実施の場合は6ポイント                |   |
| <b>○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b> |                               |   |
| ① 基本事業                       |                               |   |
| ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講   | 0.4ポイント                       | 1人あたり   |
| ・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講   | 0.4ポイント                       |   |
| ・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組     | 15.0ポイント                      | 1市町村あたり   |
| ② 付加的事业                      |                               |   |
| ・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組      | 3.3ポイント                       | 1市町村あたり   |
| ・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組      | 3.6ポイント                       |   |
| ・地域住民への周知を図る取組               | 3.2ポイント                       |   |
| <b>○子育て支援ネットワーク事業</b>        |                               |   |
|                              | 13.5ポイント                      | 1市町村あたり   |
| <b>○子どもの事故予防強化事業</b>         |                               |   |
| ① 基本分(事業実施担当者の配置等)           |                               |   |
| 児童人口3,000人未満                 | 3.0ポイント                       | 1市町村あたり   |
| 児童人口3,000人以上～1万人未満           | 5.0ポイント                       |   |
| 児童人口1万人以上                    | 8.0ポイント                       |   |
| ② 加算分(事故予防検討会の開催)            |                               |   |
|                              | 1.0ポイント                       |   |
| <b>評価3</b>                   |                               |   |
| ●その他、創意工夫のある取組について           |                               |   |
| 児童人口3,000人未満                 | 3ポイント                         | 「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は経路省が実施する「継続的」地方応援プログラムにおいて規定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合に加算 |
| 児童人口3,000人以上～1万人未満           | 当該児童人口<br>1,000人              |   |
| 児童人口1万人以上                    | 10P+ 当該児童人口-10,000人<br>1,500人 |   |

